

(八四) 倭名類聚
式一四ノ二六

(八五) 延喜式
一四ノ二三

(八六) 延喜式
一四ノ二六

(八七) 倭名類聚
式一四ノ二六
(八八) 倭名類聚
式一四ノ二六
(八九) 東大寺

大臣藤原能有為に、雲鶴の紋を染めんとせしを以て知るべし。其裁縫の具には、砧あり、杵あり、熨斗あり、裁板、裁刀あり、登板あり。登板は、絹帛を之に上せて、石を以て磨して、光澤を生ぜしむる者なり。さて縫殿寮にて、衣を縫はしむるには、各課程ありて、袍は短日は、二日にして成り、中日は、一日にして成り、長日は、一日に及ばずして成り、布袍は、長日に三領を成し、中日に二領を成し、短日に一領を成すが如きは是なり。絹布の類を染むることは、延喜式に具せり。即ち紫綾一匹を染むるに、深紫は、紫草三十斤、醋二升、灰二斛、薪三百六十斤を用ひ、淺紫は、紫草五斤、醋二升、灰五升、薪六十斤を用ふ。此外、物に帛羅、貫布の如きあり、染料に、茜、藍の如きあり、色に、緋、綠、縹、黃の如きあり、其灰は、藜灰あり、椿灰ありしなり。當時、又、夾纈あり、蠟纈あり、夾纈は、板志米なり、蠟纈は、蠟を以て形狀を畫

(九〇) 倭名類聚
式一四ノ二六

(九一) 令義解
九三

(九二) 東坡略
九三

(九三) 令義解
九三

(九四) 唐六典
二〇

(九五) 令義解
九三

(九六) 倭名類聚
式一四ノ二六

(九七) 令義解
九三

(九八) 法曹志
一四ノ六

(九九) 延喜式
一四ノ二六

き、彩色を施して後に、蠟を洗ひ去る者なり。商業の事は、令式等の書に依るに、京都には市司ありて、財貨の交易、器物の眞偽、度量の輕重、賣買の估價を掌り、市司に價長あり、物價を評定するを掌る。京都の市は、東西に分れて、各一區域を成し、毎肆に標を立て、其賣る所の物の名を題し、男女、其座を別にし、午時に集り、日没前に散ず。其價は、市司にて、貨物の時價に準じ、精なるを上價とし、次なるを中價とし、粗なるを下價とし、其三等に、亦各上中下の三等あり、是を估價と云ふ。即ち價直を評定するの義なり。而して賣る者は、其估價の外に、價直を増すことを得ず、買ふ者は、即時に價を付すべくして、賒買することを得ざるなり。又、短狹なる綿布、苦窳なる器物を賣る時は、皆罰あり。又、東西の市は、同時に之を開くにあらず、十五日以前は、東市を開き、十六日以後は、西市

(一〇〇) 拾遺
和歌山縣市
(一〇一) 延喜式
(一〇二) 今左
(一〇三) 令
(一〇四) 三
(一〇五) 格
(一〇六) 五
(一〇七) 年
(一〇八) 新
(一〇九) 平
(一一〇) 雨
(一一一) 雲

通貨
(四) 日本
(五) 元
(六) 正
(七) 月
(八) 外
(九) 中
(一〇) 外
(一一) 中
(一二) 外
(一三) 中
(一四) 外
(一五) 中
(一六) 外
(一七) 中
(一八) 外
(一九) 中
(二〇) 外

を開く。其塵は醍醐天皇の比には、東市に、五十一塵あり、西市に、三十三塵ありて、絲、紵、縫衣、幞頭、針、櫛、米、鹽の類は、東西にて共に賣れども、金器、木器、土器、武具の如き、其一方にのみある者も亦多し。故に此等の物を買はんとするには、必ず其時を待たざるを得ず、其不自由なること幾何ぞや。此餘の諸國の市は、一月の中、某日と定めて開くありて、不便なることも亦甚し。されども酒食の如きは、市外にて賣買せり。又市にて物を賣る者は、商人に限らず、外五位以下の人は、奴婢の輩をして販賣せしむるなり。又販婦あり、物を頭上に戴きて行賣するなり。

元明天皇の和銅元年、武藏國より和銅を出せるを以て、和同開珍の錢を鑄て通用せしめしに、人民は、是まで常に多く布及米の類を用ひければ、錢を用ふることを便とせず。因て官

(四) 日本
(五) 元
(六) 正
(七) 月
(八) 外
(九) 中
(一〇) 外
(一一) 中
(一二) 外
(一三) 中
(一四) 外
(一五) 中
(一六) 外
(一七) 中
(一八) 外
(一九) 中
(二〇) 外

(七) 日本
(八) 拾遺
(九) 日本
(一〇) 拾遺
(一一) 日本
(一二) 拾遺
(一三) 日本
(一四) 拾遺
(一五) 日本
(一六) 拾遺
(一七) 日本
(一八) 拾遺
(一九) 日本
(二〇) 拾遺

にては、錢を蓄ふる者の位階を進め、錢を蓄へざる者の遷任を禁じて、錢の貴きを知らしめ、又諸國富豪の徒をして、米を路傍に置き、納貢の擔夫より錢を收めて、之を賣らしめ、擔夫をして負米の苦を脱せしめて、錢の便利を知らしめ、且一年の間に、百斛以上の米を、擔夫に賣り與ふる者ある時は、國司より其名を奏聞せしめ、又田を賣買するに、必ず錢を用ひしめ、他物を以て直とする者を罰する等の法を設けたり。皆一般に錢を用ひしめんと、の意に出でたるなり。當時、商業の状見るべし。是より錢を用ふること、稍、行はれしかど、未だ盛なるに至らず。和同開珍を鑄てより、村上天皇の天徳二年に、乾元大寶の錢を鑄るまで、其間二百五十年にして、鑄錢の事十二回ありしが、是より後、通用錢貨を鑄造せざるること六百年なり。然るに是より先き、仁明天皇の承和二年に、承和昌寶を

(一〇) 泉貨鑑
 (一一) 日本書紀
 (一二) 日本書紀
 (一三) 日本書紀
 (一四) 日本書紀
 (一五) 玉海
 (一六) 類聚三

鑄てより製作粗悪にして、形状彌小なりしに、新鑄の出づるごとくに、新錢の一を以て、舊錢の十に當て、通用せしめしかば、民間にては之を用ふるを喜ばず、因て朝廷にては、錢文の一字にても明白なるは、皆通用せしめ、之を擇び棄つる者を科責せしに、通用は彌滯りて、花山天皇の時には、十箇月間、世上一般に錢を用ひざるを以て、朝廷にて流通を神祇に祈り、一條天皇の世にも、亦此の如き事ありて、檢非違使を遣して、人民を詰責せり。鑄錢の事は、既に絶えて、錢は世上に乏しかりしかど、世人は、米布の類を用ふるに慣ひて、錢を用ふることは稀なりしに、外國貿易の漸く行はるゝに隨ひて、支那錢漸く多くなり、人民も、亦稍錢を用ひて、大に賣買の便を得たり。

外國貿易の狀を言へば、外國商舶の來る時は、朝廷より先づ

代延三ノ三
 左延三ノ三
 今延三ノ三
 千延三ノ三
 九延三ノ三
 代延三ノ三
 延三ノ三

(一九) 百鍊抄
 永承元年八月
 (二〇) 外交志

女子教育
 (二一) 大日本
 (二二) 日本書紀
 後紀一七ノ一五
 右承和十四年十月

使を遣して交易し、或は太宰府の官人に命じて、官の爲に貿易せしめ、而して後に官吏商人の徒、始て交關するなり。而れども、其直を踊らせて争ひて買ふを禁じ、弓箭兵器を以て市易するを禁ぜり。然るに支那の商人は、毎に來りて貿易せしと雖も、我より彼に到ることは、極めて稀にして、其間には私に支那に赴き貿易して罰せらるゝ者もありしに、高麗の如きは、支那とは大に異にして、白河天皇、堀河天皇の比には、我より彼に赴きて貿易する者も多かりき。而して我より高麗に齎す者は、眞珠、水銀、弓箭、刀劍、牛馬、柑子の類なり。

女子教育の事を言へば、其初め上等の人は、男子の如く、詩を賦し、漢文を作りしことは、光明皇后が書を善くし、文を屬し、嵯峨天皇の皇女有智子内親王が、史漢に涉り、能く詩を作り、經國集に多く婦人の詩を載せたるにて知らるゝなり。其後

(二三) 紫式部
日記

(二四) 枕草子

(二五) 大日本
史列女傳 作者
紫式部
日記

結語

に至り、女子は専ら歌を詠じ、和文を作れり。彼紫式部の如きは、幼き時、兄惟規の史記を讀むを聴き、側に在りて、輒ち能く之を記憶したれば、父爲時に男子ならざるを恨みられ、又白氏文集を一條天皇の皇后に教へ、清原元輔の女清少納言の如きも、博學多材にて、文學を以て毎に男子に感服せられ、並に假名の大著述ありしことは、男子も及ばざる所なれど、竟に詩文に従事せしを聞かず。且歌には、殊に著名の人多し。是れ心を此に專にせしに由れるならん。又多くは漢籍を讀み、漢字を書することを忌みたれば、假名を善くする者多く、畫に工なる者もありしなり。

要するに當時の教育は、具備せざるはなく、嵯峨、淳和の朝の比までは、漸次に旺盛に趨きしが、其後、國用は匱乏を告げ、海内は争亂を生じてより、武事の外に見るべき者は極めて尠

く、唯管絃の藝の如きは益熾なり。

第五篇 後鳥羽天皇文治元年(紀元千八百四十五年)に起り後陽成天皇慶長四年(紀元二千二百五十九年)に訖る

後鳥羽天皇の世に、源頼朝府を鎌倉に開き、國家の大柄を總攬してより、朝廷にては、頼朝に威權を失ひ、益々文學教育に従事すること能はず。大學の設ありと雖も、學生の此に住することなくして、大學頭、博士の類も、僅に其員に備はれるのみ。課試の事はありしかども、亦昔日の比にあらざりしなり。當時の人謂ふ、記傳、明經、明法、法令、尙未だ全く亡びずと雖も、其存せる者、幾ど希なりと。中原氏は、明法の家なり、大江氏は、文章の家なり、三善氏は、算術の家なり、皆世々大學の官人なりしが、中原親能、大江廣元、三善康信の輩、皆朝廷を去りて、幕府の

文學 神皇正統記

(二) 水記永正二年、同十八年

(三) 愚管抄七

(四) 藤原抄

(五) 大日本史

(六) 五葉本元四年十月二十五日
(七) 元亨御書
(八) 菅原爲長

(八) 菅原爲長
八月九日
六月九日
六月九日
六月九日

爪牙となれり。中に就て廣元は、頗る文史に涉り、朝章に諳練し、政事に明達し、康信は、心を用ふること縝密にして、軍政を輔けたり。頼朝の武威を耀かし、海内に號令せしことは、此二人の功多きに居りしなり。朝廷にては、此の如き人を用ふること能はざるに由り、高位に居り、顯官に陞りながら、唯假名を知りて、漢字を書すること能はざる者も、益多かりき。菅原爲長が、世業偉才にして、朝廷の典故に練達するを以て稱せられたるが如きは、尤も希に觀る所にして、其餘は、多くは和歌を咏じ、管絃を弄するを以て事とするのみ。幕府に於ても、朝廷に倣ひて、讀書始の儀あり、源實朝が十三歳にして、始て孝經を讀みしが如きは、是なり。又手習始あり、藤原頼經が四歳にして、始て書を學び、長生殿裏春秋富、不老門前日月運と云ふ二句を以て、手本とせしが如きは、是なり。而れども鎌倉にて

(一〇) 齊雲院
五月四日 長六年閏

(一一) 齊雲院
三年六月 承久

(一二) 元亨釋
書二

(一三) 信長記
一五上ノ二二左
(一四) 神皇正統記
(一五) 鎌倉將

は、武を以て職務とし、和歌等の事を以て、概して非職の才藝として、之を戒めし程の事にて、別に學校を立つる事もなかりしなり。承久の役に、院宣を北條泰時に暇ひし時、泰時、之を五千人の中に求め、藤田三郎と云ふ人を得て、之を讀ましめたり。當時の文學如何ぞや。然れども僧には、讀書の種子、常に絶えずして、僧榮西が、後鳥羽天皇の世に、支那に赴き、禪宗を傳へしより、後、我邦の僧の、支那に赴き、及支那の僧の、我邦に來れる者、並に多くして、居室、飲食の制、爲に變ずること少からざるのみならず、終に支那當時の文學を傳へたり。是より後、四百年の間、喪亂相繼ぎ、文運極衰の時にして、僧徒は、常に其柄を握り、通常の人は、學問を以て、僧徒の爲すべき所として、之に委ねて省みざりき。後鳥羽、土御門、順徳の三帝、一時に播遷の禍を被り、後堀河天皇、北條氏に擁立せられしより、朝

軍傳、増補

(一六) 元亨釋
書七

(一七) 元亨釋
書六

(一八) 元亨釋
書七 辨圓傳

(一九) 盤纏抄

(二〇) 元亨釋
書八、濟北集七
ノ一、山行
狀、木朝高僧傳
二三

廷の事は、總て鎌倉に通じて、後に、施行するを得る程の事なれば、教育の事は、益、力の及ぶ所にあらず。四條天皇の世に、辨圓、支那より歸り、後、嵯峨天皇の世に、道隆、支那より來りて、より、禪宗、更に盛になりたり。此時、禪僧は、必ず文字の事に於て、益、其功ありしならん、而れども、當時、儒教を尊ぶこと、遠く佛教の下に在るを以て、菅原爲長は、之を憤り、辯圓と二教の優劣を論決せんとしたり。後、宇多天皇の世に、蒙古來襲の事ありて、後に、後伏見天皇の世に、支那の僧一寧來りて、亦禪宗を弘めたり。此僧は、佛書、儒書を始め、稗官、小説、鄉談、俚語に至るまで、遍く之に通じければ、禪語中の故事、方言の、曉り難き者は、人、皆此に就きて、之を質したり。支那の當時の俗語の學、及唐音の學は、榮西の頃より萌したれど、更に深く研究せしは、此時に在るべし。是より後、禪宗の僧には、詩文を能くする者

(二一) 尺素往來 空海 日工集 卷五 九年九月 月永 和元年七月 日 三年十二月八 日 僧傳二七 本朝書

(二三) 尺素往來 空海 日工集 卷五 九年九月 月永 和元年七月 日 三年十二月八 日 僧傳二七 本朝書

(二四) 太平記

(二五) 尺素往來 空海 日工集 卷五 九年九月 月永 和元年七月 日 三年十二月八 日 僧傳二七 本朝書

陸續輩出せり。是れ文字を曉るを以て、世人の信用を受けたれば、佛書の學を力めずして、争ひて儒書を讀む者多かりし故なり。且儒佛を兼學する者も、尙我邦の書をば攻めざりしなり。一寧の門人師鍊の如きは、即ち學、儒佛を兼ね、能く文章を綴りたれど、反て我國の事に膏きを以て、一寧は、大に之を惜みたり。師鍊は、其言に慙服して、徧く國史、雜記を考へ、元亨釋書三十卷を著せり。僧史、此に始まる。其國典を攻めざりしは、獨り師鍊のみならず、當時、浮屠氏の學、多く然りとす。我國の典故の學を修むるは、播紳家に尙其人多かりしなり。又經義に朱註を用ふることは、既に此時に起りし者にて、僧玄慧と云ふ者あり、才學無雙の名ありければ、後醍醐天皇、召して侍讀せしめたりき。是より先き、經筵には、専ら漢唐の説を用ひしに、是に至り、玄慧始て程朱性理の學を唱へたり。昔時、高

享德三年

(二七) 尺素往來 空海 日工集 卷五 九年九月 月永 和元年七月 日 三年十二月八 日 僧傳二七 本朝書

(二八) 尺素往來 空海 日工集 卷五 九年九月 月永 和元年七月 日 三年十二月八 日 僧傳二七 本朝書

(二九) 尺素往來 空海 日工集 卷五 九年九月 月永 和元年七月 日 三年十二月八 日 僧傳二七 本朝書

倉天皇の世に、清原頼業、禮記の中より中庸を表章して、舊註を取らずして、直に本經に據りて解を爲せり。頼業は、朱熹と同時に、熹の註、未だ我邦に傳らざりしに、其見る所、暗合せり。當時の學風は、皆舊説を株守したるに、自ら一家の説を立て、且後世尊信する所の説と趣を同じくしたるは、卓見と謂ふべし。然れども、専ら朱子の説を用ひしは、玄慧を以て嚆矢とす。玄慧に従ひて學ひし者は、源親房にて、亦朱子學を修む。親房は、學問頗る博洽にして、神、儒、佛の三教に涉り、平生述作する所少からず。中に就て神皇正統記を著して、以て皇統の正閏を辨ぜり。後世勤王の説を唱ふることは、此書の功實に多きに居る。而して浮屠氏の、朱子學を喜ひしは、其說、禪理より出てたりとするに在り。其言に云く、宋朝以來の儒者は、皆吾禪宗に參ず、故に其註する所、深く性理に通じて、漢唐

(三〇) 關公曆
康永三年九月廿一日

(三一) 名目抄
元日

(三二) 東寺文
書ノ類

(三三) 太平記
二二八一左

(三四) 源朝集、
木朝集五九

諸儒の章句に拘はる者の比にあらずと。終には佛説を以て儒書に混じて説く者多きに由り、花園上皇は深く之を憂へ給へり。當時は、天皇も、僧を以て侍讀と爲す程の事にて、一般人民も、多く僧を以て師と爲し、妄に其言を信じければ、朝儀の稱呼等も、間、誤謬を致すに至れり。

南北分立の後に至りては、國家多事にして、教育の事絶えて無くして、僅に有り。當時の田地賣買、質入等の證文を觀るに、盡く假名を以て書し、漢字を雜へず、其文は、方言の通じ難きを以てする者多し。證券の類は、是より前には、皆漢字を以てせしに、世の喪亂に際し、此極に至りしなり。北朝にては、攝紳の輩も、是まで輕侮したる鎌倉武士の聲音容貌を學びて、以て媚を獻ずる程の事なれば、一も爲す所あること能はず。武家にては、足利義滿が、菅原秀長等を召して經義を講ぜしめ、

(三五) 空華日
工集康安七年、木朝通延五九

(三六) 空華日
工集康安三年九月

(三七) 今世ニ
存スル者ニ就テ
云フ

(三八) 空華日
工集康安三年九月
(三九) 法然上人
行狀卷三五

足利氏滿が、菅原豐長を待つに、師道を以てするが如きことなきにあらずれども、教育の事に於ては、翹然として意を用ひず。南朝は、極めて微なれば、言ふに足る者なし。當時、教育の疏なること、此の如し。然れども、亦極めて苦學する人あり。曾て筑紫の人あり、常陸に赴き、師に就きて、四書、五經の講釋を聽かんとして、初め孟子を聽く時に、三斗の豆を得て、日に一握を熬りて、飢を療せしに、五旬にして、罄きたれば、易を聽かんとすれども、能はず。因て故郷に歸り、更に資用を得て、東遊し、之を聞きたりと云ふ。以て其狀を想見すべし。當時、書籍を上木すること、稍、多くなりたれど、多くは佛書なり。是れ此事業を無上の功德とし、争ひて募縁に應ぜし故なり。然れども、刻手には、支那人を我邦に雇ひ入れし事もあり、其彫刻を直に支那に託せし事もありて、其業も容易ならざりしなり。元

(四〇) 空華日
工興永徳二年二月

(四一) 經籍訪
古志

(四二) 經籍訪
餘、臥雲日行録
寶徳元年九月

(四三) 香齋園
寶徳

(四四) 三才園

亨釋書を上木するに當りては、官より若干の田地を給して、其費用に充てたりき、亦其容易ならざりしを見るべし。其儒經の刊本の、今世に存せる者は、堺浦の道祐が重刊せし論語集解より古きはなし。即ち後村上天皇の正平十九年の刊本にして、當時、堺浦は、南朝に屬せしなり。而して刊本を得ることとは、尙難くして、足利氏の季世に至りても、三條西實隆は、親ら司馬遷の史記を寫し、又子弟に課して、六經及史記、漢書等の書を謄寫せしめたりき。故に當時の書の、今日に存する者は、大概寫本にて、刊本は幾もなし。南北混一の後には、使聘、毎に明朝、鮮に往來し、其文は、毎に僧をして作らしめ、其使には、僧を用ひたれば、僧には、彼地に遊學する者多く、詩文を能くする者も少からずして、文學の氣脈を維持せり。其僧の、支那に赴きしに就ては、一嘆を發すべ

(四五) 應仁記、
京都將軍部下

(四六) 室町日記

(四七) 宗五大
草紙

き者ありて、支那人は、外國人の像中に、日本人を畫くに、僧の形を以てし、日本人を擧げて、皆圓頂としたるが如し。當時、支那に赴きしは、多くは僧なりしことを知るべし。是れ亦文字禪多き所以なり。應仁の亂ありてより後は、帝室を始め、諸家の藏書も、多くは兵燹に罹り、烏有と爲り、大名益、強大にして、足利幕府の領地は益、削られ、威令益、行はれず、當時、此亂の前、後を、單に亂前、亂後と稱して、亂後の儀式等は、皆亂前に及ばざることに遠く、讀書の人は、益、少かりしなり。蓋南北朝以後は、我邦開關以來の極亂の世と爲すと雖も、應仁以後、百餘年間、は、極亂中の極亂にして、海内糜沸し、處として戰場ならざるは、なかりしかば、文學、是に於て地に墜ちたり。而して明朝、鮮の使聘、仍ほ通じて、舊に依り、僧を用ひしなり。時に京都の五山等にて、頻りに刊書の擧ありしと雖も、書を得ることとは、極

(四八) 善隣記
寶正五年七月
十四日

めて難くして、後花園天皇の末に、足利義政は、書を明に致して、百川學海、北堂書鈔、石湖集、誠齋集等の十二部を求めたり。義政の是等の書を求めたるは、禪僧と共に詩を賦する爲の具と爲したるのみにて、玩弄の器と觀を同じくし、之を以て教育を資けんとしたるにはあらず。當時は、幕府に限らず、大名に至るまでも、禪僧を會して、相共に詩を作るを、高尚の遊興としたるなり。されども眞に力を學問に用ひて、極めて該博なる人あり。藤原兼良は、朝儀に熟し、和歌を善くし、神道に通じ、佛書に涉り、推して無雙の宏才と稱せらる。自ら謂ふ、吾れ菅丞相に勝れること三あり。彼は右大臣たり、我は太政大臣たり。彼は家門微賤なり、我は累世の攝家なり。彼は支那の事は、李唐以前を知り、我邦の事は、延喜以前を知るのみ、我は既に和漢の故典を知り、加ふるに李唐以後の事、延喜以後

(四九) 本朝通
熙和四年二月
明十三年

(五〇) 本朝文
神三書
源朝文

(五一) 公事根
源
(五二) 野史

(五三) 善隣記
寶正五年七月
十四日

の事を以てすと、蓋昔より菅原道眞を以て、文道の宗師とし、其祠を稱して、聖廟とし、之を孔子に比せり、故に兼良、此言あり、其言頗る夸大に過ぎたりと雖も、此亂世に在りて、江次第鈔、公事根源、花鳥餘情、歌林良材等の撰ありて、其著述に富めるは、實に博くに堪へたり。且公事根源の如きは、十九歳の時の撰なりと云ふ。此餘、播紳には、二條良基、洞院公定、實熙、三條西實隆、公條の如き、皆博識にして、著録する所ありて、後世、其賜を受くる、少からず。然れども多くは家學を傳へて、力を有職、和歌に用ひしなり。是れ當時、播紳家一般の學風なり。而して朝廷にて、儒家と稱する者は、菅原氏、清原氏にして、經學、文章を主とせり。清原業忠は、後花園天皇の頃の人にして、時に近代の博學と稱せられ、大學、中庸を講ずるには、朱熹の章句を用ひ、論語、孟子を講ずるには、仍ほ何、趙の古註を用ひたり。

(五四) 本朝通
年六八天文十九

(五五) 鳳書日
件録
(五六) 神皇正統記
工集卷三
(五七) 皇極經世一
本朝文藝史
附註下
後、附註下
ク所ノ也抄

其孫、宣賢亦博學にして著述多く、其弟子を教授するには、祖父の法に依れり。要するに朝廷の儒者は、我邦の事實に明にして、毎に僧徒の質問を受けしが、漢文を作るに至りては、多くは僧徒に及ばざりしなり。さて當時書を讀むには、人に從ひ點を施して後に、通ずる事にて、苟も師授なければ、讀むこと能はず。其讀法には、史記家、漢書家等の別あり。史記の點は、頗る精密にして、漢書の點の及ぶ所にあらず。蓋史記には、菅原、大江の名儒相承けて、點を加へたれど、漢書は、祕して點を加へざればなり。而して其點本は、並に得易からず。其中に漢書は、當時、京都市に或は帝紀のみを藏する家あり、或は列傳中の數卷のみを藏する家ありて、完本を藏する人なし。然れども深く之を祕惜するを以て、唯耳に之を聞くのみにて、之を借覽すること能はず。故に親しく人に從ひて之を傳へざ

(五八) 足利季
軍記下
京都府

(五九) 大内義隆

るを得ざるなり。其讀書の難き、想ふべし。當時は、既に今日の如く一、二、三、四、上、中、下等の符號を以て點せしかども、亦乎古登點を施すことも少からず、亦其讀法を祕するに出でしならん。斯く教授を祕する事は、文學に限らず、武術其他諸藝にも盛に行はれて、終には或は錢を收めて後に之を傳ふる者あり、其中には之が爲に其傳を失する者もなきにあらず。足利義政の子を、義尙と云ふ、佐々木高頼を伐ちし時、軍營に在りて、孝經及春秋左氏傳を講ずるを聽けり。其文學を好むこと、此の如くなりしかど、兵馬倥傯の間に在りて、年纔に二十五にして、軍營中に薨じたれば、教育の事を興すこと能はず。義種より以下は、將軍の廢置も、奕棋の如くなれば、言ふに足る者なし。然れども大名には、間、學事に志ある者あり。後奈良天皇の時に、大内義隆、周防、長門等の數國を領し、毎に支那と

(六〇) 室町日
 (六一) 野史
 (六二) 南宮
 (六三) 老人雜
 (六四) 有職問
 (六五) 墓書文
 (六六) 大内職

(六七) 室町日
 (六八) 大内職

(六九) 桂林道
 (七〇) 信長記
 (七一) 信長記
 (七二) 太閤記
 (七三) 南陽稿
 (七四) 豐臣秀

貿易し、國大に富みければ、聚分韻略、潛溪集等の書を上木し、或は紙を支那に送りて、書冊を印刷せしめ、或は書を三條西實隆に贈りて有職の事を問ひ、或は柳原資定、持明院基規等と四書、五經を輪講し、或は朱子新註の經書を朝鮮に求め、又清原宣賢の家に四書、五經の鈔を藏するを聞き、錢五百貫を贈りて之を借寫し、是を講誦の助と爲せり。鈔とは、諺解の類にて、論語鈔、史記鈔、三體詩鈔の如きは、當時の撰にして、今に存せり。故に搢紳家は、二條前關白尹房を始として、京都の亂を避け、此に遊びて、咏歌を以て事とする者多かりしなり。隆は、又其管内の諸寺を點檢し、雜僧を擇びて衣糧を昇へ、之に學問を勧めたり。然れども士民の教育には、力を用ひざりしが如し。足利氏の大に衰ふるに及びても、朝廷にては、四道の中、紀傳道に限り、猶科試の事ありて、登第の後、官位を賜は

日、除目抄上ノ

(七〇) 信長記
 (七一) 信長記
 (七二) 太閤記
 (七三) 南陽稿
 (七四) 豐臣秀

り、大學の試験には、讀書を用ひ、式部省の試験には、賦詩を要すれど、眞に兒戲の如き者にて、七八歳にして之に預り、其詩は、式部大輔の代作なり。足利氏亡びて後に、織田信長、之に代れり。信長は、其身、幼年より干戈の間に在りて、學問を勤めずして、毎に過擧あることを悔い、人を勸めて儒學に就かしめ、又勤學の徒を賞したり。若し此人にして大に其志を得ば、必ず教育の事に功ありしならん。之を繼ぎし者を、豐臣秀吉とす。秀吉は、歌を好みて、毎に賦したれど、學を好まざりしかば、別に見るべき者なし。秀吉が、學問所を伏見に置きしが如き、其實は茶室なり。其文學に意なきこと此の如し。故に朝鮮の役にも、文學の人をして軍に従はしめずして、彼邦をして我邦の伊呂波歌を用ひしめんとしたりしが、人の諫に因りて、僧二人を遣し、筆談通信

(八四) 世襲抄
(八五) 永享記

(八六) 先哲叢
談

(八七) 群書一
覽

學校
(八八) 國大曆
文和元年七月

を擇はず之に接すればなり。而して通學あり、入塾あり。太田道灌が九歳にして學聰に入り、十一歳まで家に歸らず、終に鎌倉五山中、無雙の學者と爲れりと云ふが如きは、是れ入塾なり。林羅山、朝山、意林、庵の如きも、亦京都の五山に學びし者なり。此時、又字書ありて、大に教育を資けたり。即ち伊呂波字類鈔の、伊呂波引にしたるが如き、下學集の、事物の部類を以て分けたるが如き、和玉篇の字畫を以て分けたるが如き、頗る多し。往時、新撰字鏡、倭名類聚鈔、類聚名義鈔等の數部ありと雖も、此に至りては、學者社會にのみ用ひられて、通常の人行はれざりしが、節用集を上木してより、大に衆人の用に便せり。節用集は、明應五年の撰なりと云ふ。當時の學校の事を概説せんに、北朝光明天皇の頃には、大學も既に亡びて、再び建つること能はず、孔子、顔子の像をば、花

(八九) 大日本
史 海人 藤芥

(九〇) 下野國
志、探題記、活
所、探題、活
(九一) 鎌倉大
草紙

(九二) 山吹日
記

(九三) 備前
三浦、南浦、三
浦、下野、備前
(九四) 備前、南浦、三浦、下野、備前
(九五) 備前、南浦、三浦、下野、備前

園上皇の持佛堂に安ぜり。又淳和、獎學の兩院も、足利幕府は、義滿の時に至り、久我氏より傳へて、世々多く其別當に補したれど、唯源氏長者の稱に副へんが爲に、其職に居たるのみにて、其院の存せしにはあらず。大學にして既に此の如くなれば、國學は、地を掃ひて皆亡びしなり。而るに下野なる足利學校は、傳へて云ふ、國學の遺れるなりと。後花園天皇の時に、上杉憲實、之に修營を加へ、永く田園を付し、多く書籍を購ひ、或は支那に求めて之を藏し、僧快元を以て學頭と爲す。是より學頭たる者は、皆僧なり。憲實の子憲忠、孫憲房、皆學を好み、書を學校に納めたり。快元より第七世なる學頭を九華と云ふ。天正の頃の人なり。時に來遊の生徒、頗る多かりしと云ふ。而して其學校に居る者は、多くは僧徒にして、醫術を學ぶ者あり、卜筮を學ぶ者ありしなり。是より先き龜山天皇の頃

(九六) 三左
志 新編鎌倉

(九七) 鎌倉大

(九八) 足利學
校事蹟考

(九九) 足利學
校式

(一〇〇) 昌平

(一〇一) 足利學校
事蹟考、足利藩
學制

(一〇二) 空華日工
集元弘元年
詩 松蔭吟稿、水蛇

に、北條義時の孫實時、深く學を好みければ、武藏國金澤稱名寺の内に文庫を立て、和漢の群書を藏し、讀書、講學に志ある者をして、貴賤の別なく寓居せしめ、其子顯時、其孫貞顯、相繼ぎて、書籍を此に貯へたり。憲實は、亦此文庫をも修理しければ、學生四方より來集せり。而るに金澤文庫は、早く衰頽に就きしが、足利學校は、徳川幕府にて毎に修理を加へ、光格天皇の寛政五年、家齊の時、之を再興し、學規を立て、入門、入塾の規則及孔子の廟を拜し、藏書を借覽する等の制を設けたり。其後、學田、水損に遇ひ、生徒を養ふこと能はずして、浮屠氏の庵の如くなりしが、維新の初め、足利藩主戸田忠行、官に請ひて再興し、教員を置き、士民を教育し、廢藩置縣の時に至り、閉校せり。此外、當時の書冊に、小學、村校等の字面あれど、皆寺院に於て學ぶを謂ふなり。

禮式學

(四) 大日本史

(五) 四季神秋
上

(六) 南方紀傳
應永三年
(七) 貞丈雜記

禮式の學は、此時も盛にして、播紳家には舊に仍りて、日記を録せり。故に其模範とすべき書、順徳天皇の禁秘鈔、後醍醐天皇の建武年中行事、日中行事の類多く出たり。二條良基の如きは、其家素より多く日記を藏したりしが、更に諸家の祕書を借り得て、悉く文庫に貯へたり。故に朝廷の儀式、武家の禮式の事に就て、來りて質問する者多し。源頼朝、海内の大柄を握るに至りて、別に武家の禮式を立てたり。是れ朝廷の禮式に本づきたる者なれど、衣服、家屋、或は其制を異にすれば、其式も從て變ぜざるを得ざればなり。足利義滿の時に至り、小笠原長秀、今川範忠、伊勢貞行に命じて、更に武家の禮法を定めしめ、朝廷の人の外、皆此法を守れり。是より此三家、常に其禮を主りて、之を子孫に傳へたり。是れ後世諸禮の淵源なり。又職原の學あり、北畠親房の職原鈔等を以て主とす。繼ぎ

韻原
(二五) 大永寫
本韻鏡、山密往
來、韻鏡古、
(二六) 享祿元
年出版韻鏡

(二七) 和長類
記、親長類記文
明八年八月廿八
日

歌

(二八) 大日本
史、增鏡

(二九) 拾芥鈔
(三〇) 清案鈔

ては、貞永式目等の書ありて、之を用ひたれども、之を知るは、其職に在る人のみにて、其餘の人は之を知る者少かりき。韻學は、此時、韻鏡我邦に入りてより、之に依る者多く、又其説に深き者もありて、常に之を講ぜり。然れども其書は毎に展轉書寫して、魯魚の誤多きを以て、後、奈良天皇の世に始て之を上木せり。而して其學ぶ所の音は、支那の當時の音にあらず。從來我邦に傳ふる所の漢、吳音にして、人の雙名の反切を視て、其吉凶を判ずる等の事あり。王室の中葉より、文學の廢せられたること、上に列舉せるが如くなれど、和歌は、特に盛なりき。後鳥羽天皇は、敏慧多能にして、最も和歌に妙なりしが、讓位の後に、和歌所を禁中、及水無瀬殿に置き、常に歌人を集めて、歌合を爲し、或は判者を立て、其優劣を判ぜしめ、或は衆人をして互に其可否を論ぜ

(三一) 土御門
院集
(三二) 増鏡
どろの下
(三三) 歌書記
物語、丁後辨
(三四) 吾妻鏡
建保元年十二月
(三五) 增鏡北
野の書

(三八) 愚問賢
問、近來風林鈔

(三九) 徹書記
物語

しめ、其盛なるに至りては、千五百番の多きに至る。土御門順德二帝も、相繼ぎて歌を善くし、順德天皇は、殊に八雲鈔を著して、歌法を論ぜり。鎌倉幕府にても、實朝は、萬葉集の風體を慕ひ、歌に於て妙を得て、毎に歌會を開き、宗尊親王も、此技に長じて、群下、從ひて學ぶ者多し。加之藤原定家、藤原家隆の如き、一時に卓絶したる者、盛に出てければ、歌體一變し、大に巧緻を極めたり。然れば朝廷に在る者も、幕府に在る者も、皆爭ひて歌を詠じ、有名の人從て少からず。然れども武士は、兵を以て務とするが故に、其人は猶多からず。下等の人に至りては、之を能くする者極めて少かりき。當時は、詠歌の最も盛なるを以て、格律益、嚴に、拘忌も、益、多かりければ、之を詠ずること益、難し。故に皆師に從ひて之を學びければ、定家は、終に師道を以て之を子孫に傳ふるに至れり。故に後人謂ふ、歌に於

(四〇) 冷泉家系圖

(四一) 諸家知譜拙記、諸家知業記

(四二) 正敬物語

(四三) 冷芥抄

(四四) 本朝通鑑六三ノ四〇右
文治三ノ十月右
同六ノ六三右
永享十二ノ八月
集月常集、宗祇

て定家を批する徒は、天罰を受くべしと。定家の子を爲家と云ふ、爲家の子を爲氏、爲柑と云ふ。爲氏の家を二條と云ひ、爲相の家を冷泉と云ふ。後世、歌を學ぶ者、多くは此二家に就けり。二條の家、絶えて後に、冷泉又二家と爲りて、上冷泉、下冷泉と云ひて、並に舊に依りて和歌の宗師たり。南北分立の初には、頼阿、兼好、淨辨、慶雲、並に僧を以て歌を善くし、世に和歌の四天王と稱せり。是より後に作者ありと雖も、前人に及ばず。後花園天皇の世に、飛鳥井雅世、勅を奉じて新續古今和歌集を撰せり。醍醐天皇の世に、古今和歌集の撰ありてより、和歌勅撰の事、常に絶えざりしが、是より後、再び勅撰の事なくして、傑作も隨て寥々たり。後土御門天皇の世に、東常縁、古今和歌集中の祕説を僧宗祇に傳ふ。古今傳授此に起る。此祕説は、常縁八世の祖胤行之を爲家より受け、世々之を傳へしと

(四五) 丹州三家物語

(四六) 石田軍四記、常山記、一

(四七) 熊患記、野史三條四公條

連歌

(四九) 八雲抄、續源實盛三ノ一
八右
(五〇) 名所和歌物語
(五一) 佛家奇人談、宗祇傳

(五二) 太平記

云ふ。是より遽に傳へて細川玄旨に至る。玄旨が丹後田邊の城に在りて、石田三成に攻圍せらるゝに當り、後陽成天皇は、玄旨歿せば、古今集祕説の傳を失はんことを恐れ、旨を諭して圍を解かしむ。當時、此祕説を尙ひしこと見るべし。是より後には財を歛めて之を傳ふるに至れり。或は謂ふ、其説は、皆淺近妄誕にして、歌學の害となること多しと。連歌は、上代より起りたれど、甲唱へ、乙和して、以て短歌一首を成すに過ぎざりき。然るに此時には、五十韻、百韻に及べる者ありて、其法も大に精嚴になり、本式目、新式目等の書あり。故に古人謂ふ、二十年の功を積まざれば、其妙に造り難しと。而れども其之を詠ずるには、鄙俗なる言を雜へて、歌に比すれば、大に學び易ければ、都鄙となく大に行はれたり。北條高時が兵を遣して、楠正成の千早城を攻圍せし時、軍中にて連

(五三) 本朝通
 文元三年三月八日
 大曆延文二年八月
 (五四) 本朝通
 文元三年三月八日
 大曆延文二年八月
 (五五) 續略人
 傳二
 (五六) 大成武

和文
 (五七) 身の形
 見

歌師を招き、一萬句を詠せしにて知るべし。當時は、深く此技を尙びし者にて、後光嚴天皇の時に、二條良基、連歌を撰集し、菟玖波集と號したるに、之を勅撰に準ぜられたり。僧宗祇は、實に、此技の翹楚にして、吟詠する所、皆玉の如く、海内風靡して、推して宗匠と爲せり。其後里村紹巴あり、亦此技に長じ、永く其業を子孫に傳へたり。要するに和歌は、多く上等の人にのみ行はれしが、連歌の盛に行はれてより、苟も文字を知れる者は、農工、商賈を擇ばず、多く之を玩びたり。故に貴客を欺待するにも、連歌の會を以てすること多かりき。

和文は、殊に源氏物語を以て模範とす。故に當時の人は、此物語には、大に力を用ひて、争ひて之を註釋したる者にて、四辻善成の河海鈔、一條兼良の花鳥餘情、牡丹花宵柏の弄花鈔、三條西公條の細流鈔、三條西實澄の明星鈔、九條種通の孟津鈔

(五八) 吾妻鏡
 建長六年十二月
 (五九) 方丈記、
 十六夜日記、
 然草ノ類
 (六〇) 源平盛
 衰記、太平記ノ
 類

(六一) 身の形
 見

漢詩
 (六二) 本朝通
 文元三年三月八日
 大曆延文二年八月
 (六三) 太平記
 (六四) 空華日

の類頗る多し。又源氏談義と稱して之を講釋すること常
 にありしなり。されば當時の文には、此物語に慕倣する者多
 かれど、一般の文は、漢語を雜へたる者多し。是れ漢籍の訓點
 より起りたる者にて、僧徒には殊に之を善くする者あり。而
 して漢文體の和文を作る者は、漢文を學べる餘力に出で、眞
 個の和文體なるは、多くは詠歌の餘力を以て之を出だし、
 なり。故に當時は、和歌の法を論じたる書は多くあれど、文法
 を論じたる者は絶えてなし。彼源氏物語の如きも、和歌の半
 學と稱して、多くは之を詠歌の用に供せしなり。

詩文は、従前は、文選、白氏文集などに依りしが、禪僧の支那に
 往來してより、宋、元の風を傳へて、蘇東坡、黃山谷等の體に倣
 ひ、或は韓退之の詩を講じ、或は三體詩を講ぜり。而して其作
 る所の文は、多く四六駢儷なるを以て、師鍊は、其弊害を論じ

工集應安二年九月
 (六五) 濟北集
 九卷 秀相 日
 (六六) 試雲日
 件 文安五年二
 月 文安五年二
 (六七) 輪林
 廣集四六後序
 (六八) 牛陶稿
 序

(六九) 本朝高
 僧傳三四 空華日
 (七〇) 空華日
 工集 本朝高
 (七一) 本朝高
 僧傳三四 空華
 日 工集 應安二年
 六月 工集 應安二年
 (七二) 本朝高
 僧傳三七 日下
 一 本朝高

(七三) 彌山集
 四日東曲

て之を禁ぜんと欲し、周鳳(六六)は其意の通ぜざる者あるを以て、之を憂へたり。然れども僧徒(六七)の四六は、元明の體を傳へ、別に一機軸を出だして、大に觀るべき者あり。周興(六八)の文の如きは、殊に傑出する者なり。凡て僧は、徑に支那人に就きて學びし者多き故に、詩文に長ぜざる者多し。中に就て殊に文名ある者は、義堂、絶海なり。義堂名を周信と云ふ。義堂は其字なり。足利基氏、氏滿、義滿に厚遇せらる。明人、其稿を見て、其國人の作ならんと疑ひき。絶海名を中津と云ふ。義堂と同じく疎石の門人なり。明に入り、太祖に謁し、詩を作りて唱和せり。絶海と共に明に入る者を良佐とす。明の文章の鉅公に遇ひ、翰墨を研精せり。明の大儒宋景濂、良佐の文稿を見て、大に之を賞し、其尾に跋せり。然れども景濂曾て我邦の文を評して、其常に書籍を逆讀するを以て、精暢なること能はずと云へり。當時の

(七四) 本朝高
 僧傳四〇
 (七五) 本朝高
 僧傳四一
 (七六) 本朝通
 長享二年十二月
 左

(七七) 甲陽軍
 書
 (七八) 梅花無
 盡藏

(七九) 羅山文
 集二六三
 文實辨
 (八〇) 古今著
 聞集四、十訓抄

文は、實に此弊を免れざるに似たり。之に繼ぐ者を得巖(七四)、龍派(七五)とす。並に文辭を以て名を馳せたり。其後靈彦(七六)と云ふ僧あり、八歳にして後小松天皇の制に應じて詩を作り、三十歳に及びて、詩文益進む。時人謂ふ、得巖、龍派の亞なりと。靈彦が、後土御門天皇の時に歿してより、禪林の詩終に衰へたり。禪僧は、意を詩文に用ひ、詩は、偈を作るに供し、文は、支那、朝鮮に往復する書、及筆談、若くは拈香等の用に供し、其詩文集の多きこと、遠く往代の播紳家に過ぎたり。當時の播紳家の集は、今多く傳はらず。是より後、武田信玄、太田道灌の如き、皆禪僧をして、詩文を作らしめしかど、一も觀るに足る者なし。此時に至りては、詩文の爲に専ら讀みし者は、古文眞寶、三體詩なり。故に林羅山は、其聞見の狹隘なるを惜みたりき。詩の類に連句あり。往時(七八)は、専ら諧謔を以て主とし、或は二句に止まる者あり。

(八二) 玉海文
治三年二月
(八三) 婦遊笑
三ノ一六左
(八四) 文敷温
ノ一六左
工集曆三年十
一月

書
(八五) 尺素往
來、兼談、
寺法帖、
書五、
(八六) 萬寶全
書、
(八七) 親長帖
肥文明十一年六
月、
(八八) 諸家集
業記、
(八九) 入木鈔
談、尺素往來

(九一) 槐記、
二老略傳
(九二) 本朝通
鑑四九ノ六四文

り、或は四句に止まる者あり、其後に至りても、五韻には過ぎざりしが、後には諸諺を事とせずして、二十韻以上に至る者あり、五山の僧徒、殊に之を善くせり。又漢和連句、和漢連句あり、詩の句と歌の句とを聯合するなり。書は、藤原行成、出で、より子孫累世、書を能くし、十數世の久しきに及び、之を世尊寺流と稱し、人皆其風を尙べり。世尊寺家の絶ゆるに及びて、清水谷家にて其法を傳へしが、清水谷家中絶の後、持明院家にて之を承けたり。然れども、又藤原忠通の風に倣ふ者多かりしが、伏見天皇の皇子青蓮院尊圓親王に至り、才藝頗る多く、最も書に妙なりければ、朝野の書法、是に於て一變せり。是を青蓮院流と稱し、又御家流と稱して、青蓮院にて世々之を傳へたり。然れども、假名に至りては、尊圓は、伏見天皇に及ばざれば、假名は、尙伏見院流と稱して、

保元年九月、尺素往來
(九三) 入木鈔

(九四) 濟北集
八ノ二三左、尺
素往來、
(九五) 臥雲日
件録、文安三年十
二月、
(九六) 本朝高
僧傳、
(九七) 本朝通
鑑六〇ノ二〇左、
應永八年八月、小
京華集、書江山小
隱園詩後

(九八) 鳥羽玉
纒書上、才集鈔

後世之を學べり。是より後、名家多しと雖も、漸く支那人の書風と相遠ざかりて、益、我邦の一體を成せり。尊圓曾て入木鈔を著し、書法を論じて云く、書は、當に我邦の古人の迹に依るべし、遽に近來の支那人の書に依るべからずと。然るに禪宗の開けしより、僧には黃庭堅、張即之等の書に法るありて、吾邦從前の規矩を守らず。且元の僧一寧は、筆翰を善くしたれば、楮帛を持して書を索むる者、常に門限に盈てりと云ふ。時に必ず其指授を受けし者多かりしならん。僧中正の如きは、眞草兼備し、自ら一家を成し、當時の佛廬、官舎の殿榜、柱題、盡く其手に出でたり。後小松天皇の世に、明に赴き、永樂通寶の錢を鑄るに當り、其錢文を書せりと云ふ。是等の書法は、獨り叢林間に行はれて、常人は之を學ぶ者少かりしなり。要するに此時代には、書を學ぶに先づ行書を寫し、次に楷書を學び

(二七) 本朝書
考中

(二八) 皇朝名
醫傳前編下卷

(二九) 本朝書
考中

(三〇) 續日本
書紀七ノ一三
卷元年四月
三十一日
天保九年
五月五日
金光明
月三二

丹波明重が和氣重長の養子と爲りしより、和氣氏始て丹波氏の傳を併せたり。明重後に從三位に叙し、薙髮して宗鑑と云ふ。和氣氏の剃髮すること、此に始まる。是れ半井氏の祖にて、半井氏は、是より剃髮するを以て例と爲せり。此時、海内大に亂れ、文墨醫藥の事、一に皆浮屠氏に歸したれば、醫の髮を薙り、緇を披き、法印、法眼等の位に居る、實に此に由る。後小松天皇、瘡を患へて、小松房悲阿彌と云ふ僧を召して、之を治めしめ、賞するに法印の位を以てし。後圓融天皇、僧士佛を召して疾を治めしめ、後土御門天皇、藥師寺の僧高定が藥を服せしが如きを以て知るべし。然れども僧の醫を爲すに至りては、此に始まるにあらず。僧尼が湯藥を施して痼疾を療するを聽し、こと既に元正天皇の詔に見え、看病僧の天皇、皇后の疾に侍せしこと、聖武天皇以下の紀に見え、又佛書に醫藥

最勝王經
品四城記
(三三) 明氏要
(三四) 本朝書
考中

(三五) 本朝書
考中 竹田法印
寄儀贊

(三六) 皇朝名
醫傳前編下
卷三
本朝書考中

(三七) 皇朝名
醫傳上

の方、瞶病(三三)の法を載せたり。是れ其由て來る所、既に久しきなり。士佛(三四)は、坂氏にして、世々醫を善くし、上池院の號を賜はり、子孫相繼ぎ、上池院と號す。此餘、僧醫にして、其家を世々にする者亦多し。是れ亦後世に至りて、醫の多く剃髮する所以なり。而して多くは舊説を守る者なりしが、其中には、支那に赴きて、當時の術を傳ふる者も、往々にしてあり。竹田昌慶は、醫術を嗜み、初め僧と爲り、實乗と稱せしが、後光嚴天皇の末に明に赴き、名醫金翁に遇ひて、醫家の妙訣を受け、明人の醫方を載せて歸朝せり。僧導道は、初め足利學校に遊びて、醫を學びしが、後土御門天皇の時に明に赴き、十二年の間留學し、東垣、丹溪の方を傳へ、歸朝して、名醫の名あり。是に於て、金元の醫風、始て吾邦に入り、世上専ら其方に依れり。曲直瀨正慶は、道三と稱す。導道の門人にして、國手の稱、一時に振ひ、徳川幕

(三八) 老人雜話

(三九) 皇國名

外科 (四〇) 周禮天官本朝考中
(四一) 本草醫

府及諸藩の醫員も、多く其門人なり。當時の名醫は、半井、竹田、坂、吉田の如き、皆祖先の業を紹述したるに、正慶は、世業にあらずして、其術最も顯れ、稱して醫方の中興とし、子孫三世、並に道三と襲稱し、相繼ぎて醫宗となる。第二世なる道三は、初め玄朔と稱せり。正慶退老して後、玄朔の術大に行はる。當時駕籠と云ふ者なきを以て、病家の招を受くるや、大なる朱傘を張りて、之を翳せしめ、木履を穿ち杖を携ふ。觀る人之を羨まざるはなかりしと云ふ。又其門人皆玄朔と云ふ名の上の一字を與へられて名とせしが、後世に至り、醫者の名に玄の字を用ふる者の多きも、其門人の滋殖せしが故なり。外科は、腫瘍、金瘡の類を兼ね治する者なるが、當時、戦争の際に在りては、専ら金瘡を治する者も多く、又落馬の負傷を療して、將士と同じく感状を受けし者も有りしなり。故に醫業

(四二) 水初器
(四三) 皇國名
(四四) 大日本
(四五) 皇國名

(四六) 本朝醫
(四七) 皇國名
(四八) 本朝醫

鍼術 (四七) 皇國名
傳 上杉山和一

本草學 (四八) 本朝醫

中多く此技を主としたれば、發明する所もありて、後世まで往々我邦の古方に存せり。而るに後世に至り、二派と爲る。其一は播磨國の人鷹取秀次、古法を傳へ、名を天正、慶長の間、顯し、是を鷹取流と云ひて、婦人科を兼ねたり。其一は、耶蘇宗の初て此邦に入りし時に傳ふる所にして、是を南蠻流と云ふ。耶蘇宗の徒は、乞丐人の癩病を患ふる者を養ひ、之を療治して、弘教の用に供せし事もありしと云ふ。鍼術も、入江頼明が、朝鮮の役に、明人吳林遠の方を傳へて、入江氏遂に鍼科の宗匠たりしより、發明する所も多かりしなるべし。

本草學は、後奈良天皇の頃、吉田宗桂と云ふ者ありて、醫術を以て聞えたり。宋の陳日華、諸家本草を撰し、能く寒温を分ち、性味を辨せしに、宗桂亦能く藥性を辨識せしに由り、世人、日

(五九) 武備志
一三〇、同二三

以て砲を防ぐに宜しかりしなり。此餘、長刀、槍の如きも是より先きに發明する所にして、戰場の要具と爲れり。是れ皆兵術の進歩したるに由るなり。我邦草竊の徒毎に支那を侵略して、蜘蛛陣を張り、彼をして常に畏るゝこと虎の如くならしめ、豊臣秀吉が朝鮮を伐ちて、大に支那、朝鮮の兵を敗り、武を海外に耀かしたるも、皆練兵の力にあらざるはなきなり。當時、武を尙ふこと此の如し、故に兵法家者流及武藝卓絶の人あれば、大名争ひて、之を聘し、與ふるに厚祿を以てしたり。是れ亦此種の人の多く出でし所以なり。此戦争の盛なるに當り、一種の教育を生じたるは、武士道と云ふ者にて、父は子に戒め、兄は弟に諭して、退生を以て辱とし、進死を以て榮とし、恥を知るを以て心とし、主恩を報ずるを以て念とし、復讐を以て事とせしむ、而して別に其書有りて、之を教ふるにあ

(六〇) 甲陽軍
左下ノ二五
實紀附録九

らざるなり。

劍術は、當時、盛に之を學習せしことは、護良親王が、延暦寺座主たりし時、常に北條氏を滅さんと圖り、刺撃を以て事としたるにて知るべし。而して此術を稱して、殊に兵法と稱せしも、武技中に於て、最も之を尙ひし故なり。蓋槍なり、長刀なり、馬なり、將士にあらずば、之を用ふることを得ざるに、刀に至りては、歩卒に至るまで、皆之を用ひ、且平日も皆之を佩びたれば、殊に力を此に用ひしなり。而れども、某流と稱して授受せしは、足利幕府の末に生まれり。下總の人、飯篠山城守家直、入道長成は、擊劍を善くし、頗る精妙に詣り、其流を天真正傳、神道流と號す。其術は、鹿島香取の兩神より受くる所なりと云ふ。長成より後、關東には、擊劍家常に多し。塚原土佐守は、常陸の人にして、長成の門人なり。土佐守の子を卜傳と云ふ。初

劍術 (六二) 太平記
二兩部北條行幸

(六三) 北條五
平河物語

(六四) 武備小
七、北條五代記

(六五) 武備小
七、北條五代記

(六五) 武藝小傳六

(六六) 武備志八六

(六七) 甲陽軍鑑名家略傳

(六八) 北條五代記八、甲陽軍鑑、續里物集、送田生遊東武序

源通記 皇明寶

め長威の傳を得しが、後に上野の人上泉伊勢守信綱に従ひ、新陰流を得て、別に一流を成す。是より先きに愛洲惟孝と云ふ者あり、日向國鶴戸權現より劍術の奧祕を得て、之を陰流と云ひ、其手法終に支那に傳はれり。而して新陰流は、信綱が、更に工夫を陰流に加へ、頗る潤飾して、立つる所なりと云ふ。ト傳の劍術を以て諸國に遊歴するや、從者をして三箇の大鷹を臂にし、副馬三匹を牽かしめ、從者は八十人の多きに至り、到る處、將軍も大名も、皆之を敬崇し、從ひて業を受くる者頗る多し。其盛なること想ふべし。當時、又武者修行と稱し、刀槍の術を以て遊歴して、祿を干め、毎に敵手を求めて刺撃し、其勝敗に由りて、或は彼をして弟子たらしめ、或は彼の門人と爲るの類ありて、以て此術の進歩を促したり。且我國不逞の徒、毎に支那の海岸を侵したりしが、支那人は、之を倭寇と

(七〇) 兩脚平

(七一) 豐臣秀吉傳下ノ二九

長刀 (七二) 太平記 三、八、合戰、米朝軍器考、七、奧州後三年合戰、運參色葉集、七、平記八、山、赤松物、(七三) 武藝小傳七、(七四) 武藝小傳七、(七五) 武藝小傳七、(七六) 武藝小傳七、(七七) 武藝小傳七

槍術 (七七) 續明瓦、(七八) 續明瓦、(七九) 續明瓦、(八〇) 續明瓦

稱し、大に之を畏れ、其刀法の精なるを稱して云く、雙刀を用ひて舞動すれば、上下四旁盡く白くして、其人を見ずと。其術の進みしこと、以て見るべし。時に流派頗る多くして、世に聞えたる者も少からず。且豐臣秀次は、身關白の職に居り、殊に之を好み、多く劍客を養ひければ、此術益盛なり。長刀は、其始まる所を知らず、或は薙刀の字を用ふ。元弘、建武の頃には、三尺餘なるをも、尙小長刀と云ひ、大長刀に至りては、五尺、六尺に至り、最も長きは、八尺に至る者あり。此術に於ては、豐臣秀頼の師なる穴澤主殿助盛秀の如きは、神境に造りし人にして、二人にて竹槍を以て之に敵するに、獨り長刀にて之を支へ、少しも危ぶむべき状を見ざりしと云ふ。槍は、やりなり。上世ほこに此字を用ひしに同じからず、故に或は鎚の字を填てたり。蓋其製たる、後醍醐天皇の頃に始ま

(二二) 眞文補
 (二一) 古今著
 (二〇) 三左
 (一九) 東鑑要
 (一八) 目録考
 (一七) 眞文補
 (一六) 信長傳

中の手下の手とし、各十二騎なり。犬の数は、百五十四にて、
 手にて五十四づつ、射るなり。馬場の正中に、太さ一尺八寸の
 繩を環らして輪の如くし、犬放しと云ふ者、預め犬を牽きて、
 此中に入れ、既にして犬を放ち、犬の繩を越ゆる時、射手直に
 之を射る。是を繩際の矢と云ひて、正式に合する。とす。犬、既
 に繩際を去れば、追ひて繩の外を旋りて之を射る。其矢は、臺
 目を用ふれば、犬をして傷を被らしむることなし。さて射る
 には、種々の法ありて、若し其法に違へば、中ると雖も中れり
 とせず。此犬追物は、源實朝の時に起れりと云ふ。又、牛追物あ
 り、牛犢を射るなり。其起れることは、鎌倉幕府の前にあり。さ
 て、大的等には、各裝束の異、弓矢の別ありて、或は、折鳥帽子、直
 垂を用ひ、或は、綾蘭笠を戴き、扇を執るが如きの類なり。而し
 て、挾物の外の的串は、凡て其形、鳥居の如き者なり。然るに、應

二

遠矢

(二七) 武備小
 (二六) 三才圖會
 (二五) 續武備志
 (二四) 續武備志
 (二三) 續武備志
 (二二) 續武備志
 (二一) 續武備志
 (二〇) 續武備志
 (一九) 續武備志
 (一八) 續武備志
 (一七) 續武備志
 (一六) 續武備志
 (一五) 續武備志
 (一四) 續武備志
 (一三) 續武備志
 (一二) 續武備志
 (一一) 續武備志
 (一〇) 續武備志
 (九) 續武備志
 (八) 續武備志
 (七) 續武備志
 (六) 續武備志
 (五) 續武備志
 (四) 續武備志
 (三) 續武備志
 (二) 續武備志
 (一) 續武備志

仁の亂後には、流鏑馬既に行はれざりしが、犬追物等も隨て
 廢せられたり。

此後、遠矢を射ること行はれて、三十三間堂にて射を試みる
 ことは、天正中、京都の人、今熊野猪之助より起る。三十三間堂
 は、京都に在り、蓮華王院と號し、堂の南北六十六間なり。而し
 て、身其南端に坐して、矢其北端に達する。是を通り矢と云ふ。
 而るに、其矢、高ければ、簷牙に觸れ、卑ければ、縁板に落ち、斜な
 れば、左右に散じて、直に透ることは、極めて難き事なるに、其
 巧妙なるに至りては、一日にして、通り矢五十回に過ぐる者
 あり。或は云ふ、通り矢は、力を用ひて、遠きに達し、的を棄て、
 多きを食ふが故に、實用に適せずと。

砲術は、蒙古來寇の時に、鐵砲を以て我を攻めたり。鐵砲の名
 始て此に見ゆ。其後、後奈良天皇の時に、葡萄牙人來りて、鳥銃

集
(二四) 武勝小
傳八

(二五) 奥羽水
左衛門一ノ二五
左衛門源一

(二六) 武勝志
本前通延六五ノ
二一永正七年
聖日秀百源文
九年
二七 無家
二八 大友興隆

取術
(二九) 武勝小
林前
(三〇) 武勝小
安多武勝小
三 類案名物
考呂

及其法を種子島時堯に傳ふ。是に於て根來寺の僧杉房及紀州の人津田監物、筑前の人泊兵部少輔一火の如き、皆種子島に赴き、其術を學び、頗る精妙に至る。監物の流を津田流と云ひ、一火の流を一火流と云ふ。田布施源助忠宗と云ふ者あり、自ら歐洲に赴き、之を學びたり。是を田布施流とす。其餘、流派頗る多し。根來寺の僧には、此技に長ぜる者多くして、當時、其名を冒して術を銜ふ者あり。正親町天皇の時には、我邦より既に此器を支那と朝鮮とに傳へたり。又石火矢あり、即ち大砲なり。亦後奈良天皇の時に、大友宗麟、葡萄牙の人より得たるを以て始とす。

(三一) 武勝小
餘四、武勝流
水練

(三二) 織田信
長譜

(三三) 吾妻鏡
一六正治二年九
月

(三四) 太平記
三二

相撲
(三五) 吾妻鏡

出する者頗る多し。後、柏原天皇の時に、八條近江守房繁と云ふ者あり、業を小笠原氏に受け、特に精絶と稱す。是を八條流の祖とす。後世、馬術を言ふ者、皆二流を以て標準とす。水練は戦争に必用なる者にて、或は之をして水の淺深を測らしめ、或は圍城中を出て、信を通じ援を求むるが如き、其類頗る多く、凡て戰場に臨む者は、此技を知らざるべからず。故に織田信長の如きは、大名の子なりと雖も、尙之を練習せり。中に就て朝比奈三郎義秀が、源頼家の命を承けて、相模國小壺の海上に浮び、往來すること數十返にして、終に海底に没し、三隻の鮫を執へて出て、篠塚伊賀守が、戦ひ敗るゝに及び、鎧を着して、海上に浮ぶこと五町許にして、船に駕して逃れしが如きは、最も此術に熟せる者なり。相撲は、此時、大に之を尙びし者にて、弓馬相撲の達者等の語

て之を切紙傳授と稱し終には之を傳ふるに若干の錢を要するに至る。此説は後土御門天皇の頃ト部兼俱が其祖兼延の説なりと稱して創する所なりと云ふ。而して唯一と稱するを以て其社には社僧を置かざるなり。此ト部氏は吉田神社の祠官にして家を吉田と稱するを以て是を吉田流の神道と稱し大に世に行はれて後土御門天皇は兼俱に就きて其秘説を受け給へり。時に神道の衰へたることも甚し伊勢大神宮は從來王臣以下の幣帛を獻ずるを禁ぜしに此頃に至りては賤人も官前に拜し且大麻を其家に奉安せり。今其始を考ふるに朝廷の政令行はれざりしにより僧徒は之に乗じ大神宮の法樂舎を設け代僧をして讀經の卷數及大麻を諸國に配賦せしめしが其僧を呼びて御師と云ひ配布を受くる家を檀家或は檀那と云へり其後に至り神官たる者

(四六) 内道
(四七) 内道
(四八) 宣風
(四九) 宣風
(五〇) 宣風
(五一) 宣風

(五一) 大友
大友

僧の代理と爲り大麻を配布せしが仍ほ其稱を襲ひ御師檀家と云へり何ぞ其衰へたるや。而して人民敬神の念は依然として舊に依り禍福壽夭凡て祈禳する所ある皆神に於てせざるはなし。故に未だ嘗て之を誹謗する者はなかりしに耶蘇宗入りてより大友宗麟は深く此宗を信じて爲に領内の神社を毀てり是を神祇を排するの始とす。然れども耶蘇宗跡を歛めてより後は復之を非する者なし。且此學は當時兩部唯一の説あるにも拘らず大に世上に功績を效しは、勤王家を養成せしことにて即ち北畠親房が此學を修めしを始として氣比大宮司氣比氏治及其子齊晴熱田大宮司藤原昌能阿蘇大宮司宇治惟時の子惟直惟成及其族惟澄が力を南朝に盡したるが如き事就らずと雖も其精忠は數百歳の後尙光輝の赫々たるを覺ゆるなり。

(五二) 元々集
(五三) 太平記
(五四) 太平記
(五五) 太平記
(五六) 太平記
(五七) 太平記
(五八) 太平記
(五九) 太平記
(六〇) 太平記
(六一) 太平記
(六二) 太平記

宗教總説
 (五六) 空聖日
 工藤安二年十月
 月同三年正月十
 弘長二年正月十
 (五七) 石清水
 能登別當
 (五八) 仁和寺
 仁和寺
 (五九) 甲斐軍
 甲斐軍
 (六〇) 沙石集
 沙石集
 (六一) 空聖日
 工藤安四年正月
 月同三年正月十
 (六二) 室町日
 室町日
 (六三) 室町日
 室町日
 (六四) 室町日
 室町日
 (六五) 室町日
 室町日
 (六六) 室町日
 室町日
 (六七) 室町日
 室町日
 (六八) 室町日
 室町日
 (六九) 室町日
 室町日
 (七〇) 室町日
 室町日
 (七一) 室町日
 室町日
 (七二) 室町日
 室町日
 (七三) 室町日
 室町日
 (七四) 室町日
 室町日
 (七五) 室町日
 室町日
 (七六) 室町日
 室町日
 (七七) 室町日
 室町日
 (七八) 室町日
 室町日
 (七九) 室町日
 室町日
 (八〇) 室町日
 室町日

後鳥羽天皇以後、僧徒には益、非法濫行の者多く、刀杖を蓄へざる者極めて少く、子孫相繼ぎて、其寺の住持たる者も往々之あり、終には其子を以て弟子としたるを、眞弟或は眞弟子と云ひ、或は妻帯役と稱して、領主より税を課して妻を置くことを許せり。且男子多き人は、其中の不材なる者を棄て、僧としたる者もありしかば、俊傑の人は、大に其數を減じたり。南北朝分立するに及び、度牒を付する事も止まり、破戒の僧を除きては、別に供養すべき者も少きに至り、其極や商賈を以て業として、諸國を往來し、之を賣子と稱し、或は工業を以て生活する者も多かりき。然れども世人の、佛教を信ずることは尙衰へず。天皇には、後嵯峨天皇が眞言、天台、淨土の奥旨に通じ、龜山天皇が最も禪法を崇び、南禪寺を創し、後宇多天皇が思を密教に覃くし、射ら大阿闍梨と爲り、元の僧一寧

(六八) 妙心寺
 大日本
 (六九) 大徳寺
 大徳寺
 (七〇) 大徳寺
 大徳寺
 (七一) 大徳寺
 大徳寺
 (七二) 大徳寺
 大徳寺
 (七三) 大徳寺
 大徳寺
 (七四) 大徳寺
 大徳寺
 (七五) 大徳寺
 大徳寺
 (七六) 大徳寺
 大徳寺
 (七七) 大徳寺
 大徳寺
 (七八) 大徳寺
 大徳寺
 (七九) 大徳寺
 大徳寺
 (八〇) 大徳寺
 大徳寺

を召し、屢、禪要を問ひ、花園天皇が深く禪法を好み、妙心寺を創せしが如き、臣下には、北條時頼が深く禪教を信じ、建長寺を建て、子孫相繼ぎて、此教を奉じ、足利尊氏が禪教を尙び、僧疎石を尊信し、天龍寺を立て、又毎國に一寺を立て、安國寺と云ひ、義満に至り、鹿苑院を造り、財を糜すること、殆ど百萬貫にして、將士に命じて役を助けしめ、竟に大内義弘の怨咩を致し、が如き是なり。當時は、有力者は、都て寺を立つるを以て事としたれば、龜山天皇の頃には、海内に既に一萬一千三十七寺あり、是れ唯に己が後福を期するのみならず、怨魂を慰せんが爲にしたるもありき。又常人にも、圓顛の者日に多くして、自由出家の譏ありき。即ち人の死せしにも、身の老いたるにも、罪を謝するにも、皆髪を薙する風習にして、鎌倉足利の兩幕府にては、武士の入道たる者をして、仍ほ政事に

信朝川頼之ノ類
本朝通鑑五八ノ
三右
甲陽軍
八〇〇
細川系圖

八二〇 四季
八三〇 三
八四〇 二
八五〇 一
八六〇 太平記
八七〇 太平記
八八〇 太平記
八九〇 太平記
九〇〇 太平記
九一〇 太平記
九二〇 太平記
九三〇 太平記
九四〇 太平記
九五〇 太平記
九六〇 太平記
九七〇 太平記
九八〇 太平記
九九〇 太平記
一〇〇〇 太平記

八五 太平記
八六 太平記
八七 太平記
八八 太平記
八九 太平記
九〇 太平記
九一 太平記
九二 太平記
九三 太平記
九四 太平記
九五 太平記
九六 太平記
九七 太平記
九八 太平記
九九 太平記
一〇〇 太平記

參せしめ、武田信玄は、大僧正と爲り、島津龍伯、細川玄旨は、法印と爲りて、戦を以て事とせしが如き、極めて多くして、終には僧俗の別なきに至る。且此時は、一般に佛を信じければ、男女の別なく、佛を拜するを以て、最上の福田とし、僧尼ならずして、常に經を讀む者多く、居所も亦佛寺の制に依る者ありて、正面に玄關あり、座敷に床を設け、床の中央に佛畫を掛けて、中尊と稱したり。又其言語も、多く佛教の言を雜へ、平常の語に、方便、因縁、慈悲、煩惱の如き類を用ひたり。又日に干戈を尋ぎ、多く人を殺すに由り、己が罪を滅せんとして、法事を修し、或は勝を取り功を成さんとして祈禱し、或は死後の福を招かんとして、常に念佛する者あり。其最も甚しきは、戰場に臨むに、鎧上に曼荼羅を畫くあり、或は鎧上に袈裟を肩ふあり。而して大半は、無學の世なりしを、僧には文章を善くする

八七 太平記
八八 太平記
八九 太平記
九〇 太平記
九一 太平記
九二 太平記
九三 太平記
九四 太平記
九五 太平記
九六 太平記
九七 太平記
九八 太平記
九九 太平記
一〇〇 太平記

八八 日本風
八九 日本風
九〇 日本風
九一 日本風
九二 日本風
九三 日本風
九四 日本風
九五 日本風
九六 日本風
九七 日本風
九八 日本風
九九 日本風
一〇〇 日本風

九〇 太平記
九一 太平記
九二 太平記
九三 太平記
九四 太平記
九五 太平記
九六 太平記
九七 太平記
九八 太平記
九九 太平記
一〇〇 太平記

九二 信長記
九三 太閤記

者ありて常に軍中に在りて、陣僧と爲り祈願の文を製し、及膝狀を作り、或は敵軍に使せり。又僧は、極めて不學なる者も、尙下等の常人より勝れるを以て、事あれば、常に此に就きて疑を質し、或は之を師として書を學び、且武藝、茶湯の類まで、之に従ひて學ぶことありしかば、竟に汎く師範を謂ひて、和尚とするに至る。此の如く、佛教は、大に盛なるが如くなれども、紀綱なきことも亦甚しく、其弊害、言ふに堪へざる者あり。常に干戈を弄し、城郭を築き、兇徒を嘯聚し、土地を強奪せり。故に識者は、往々之を憎悪したりしに、耶蘇教起りてより、一時盛に此宗に歸向したるに由り、益衰へたり。是より先きには、僧を憎む者はあれども、佛を誹る者は少かりしに由り、故らに寺院を攻滅することも無かりしに、是に至りて、織田信長が、比叡山を滅し、豊臣秀吉が、根來寺を滅するも、人之を

禪宗 (九三) 内典

(九四) 權日本

(九五) 入宋

(九六) 元亨

(九七) 元亨

(九八) 元亨

(九九) 元亨

(一〇〇) 元亨

怪まざるに至る。況や藤原惺窩が朱子學を唱へてより、之を誇る者益多し。

禪宗は、不立文字、教外別傳、直指人心、見性成佛と稱して、釋迦が親ら我心を以て、直に門人迦葉の心に傳ふるに起ると云ふ。初め道昭、最澄等、北宗の禪を傳へたれど、弘まらざりしに、後鳥羽天皇の世に、天台宗の僧榮西入宋して、臨濟宗を傳へて、始て南宗の禪の爲に一宗を開き、建仁、壽福等の寺を立つ。是より後に我邦に傳ふる所の禪宗は、皆南宗なり。榮西の門人に道元と云ふ者あり、後堀河天皇の世に、亦宋に赴き、曹洞の宗旨を受け、歸朝の後に、永平寺を建つ。曹洞宗、此に始まる。道隆は、宋人なり、後嵯峨天皇の世に歸化して、亦臨濟を弘め、建長寺の開山たり。辯圓は、榮西の門人なり、四條天皇の世に宋に之き、歸朝の後に、東福寺を創し、盛に禪宗を弘む。要する

(一〇〇) 元亨

(一〇一) 元亨

(一〇二) 元亨

(一〇三) 元亨

(一〇四) 元亨

(一〇五) 元亨

(一〇六) 元亨

(一〇七) 元亨

(一〇八) 元亨

(一〇九) 元亨

(一一〇) 元亨

に臨濟宗は、榮西に始まり、道隆に盛に、辯圓に至りて更に大に盛になりたり。此宗は、脱俗灑落にして、文字禪を以て之を潤色し、且支那の僧屢來りて、彼國の風を移しければ、大に上等社會の信向を受けて、寺塔を立つること頗る多し。終に京都と鎌倉とに並に五箇の大寺を立て、支那に倣ひて、各之を五山と云ひ、京都には、又五山の外に、南禪寺ありて、之を五山の上首と爲せり。足利義滿に至りては、更に受衣の事ありて、身將軍の職に居り、雍髮せずして、袈裟を被れり。初め釋迦、其衣鉢を以て迦葉に付し、以て授法の驗としてより、其徒たる者、毎に一人のみ之を授受せしが、其後は、己が新に裁縫せしめて被れる袈裟を授け、以て傳法の證とす。是に於て法を受くる者は、幾百千人の多きをも妨げず、亦數人より數度受くる者あり。是れ即ち受衣なり。義滿の受衣してより、足利の將

治元年、遊行歴代
(二二) 甲陽平
倉始末記一ノ五
左

普化宗
(二三) 普化宗
釋氏譜古傳

(二四) 普化宗
才合、三十三
普化宗人歌合

繼ぎ、行脚を以て事とし、決定往生の符を配付し、世に之を遊行上人と云ふ。而して連歌を善くする者多くして、教法を弘むるの用に供せり。
普化宗は、臨濟宗の一派にして、李唐の宣宗の時の僧普化より出づ。故に普化宗と名づく。普化は、狂逸にして、常に鐸を振り、市城に遊びしが、其門人張伯と云ふ者、鐸に代ふるに管を以てし、是を虚鐸と云ひ、之を子孫に傳へたり。即ち尺八なり。而るに後深草天皇の世に、僧學心、支那に赴き、此曲を傳へ、三傳して虚無に傳ふ。因て此宗の僧を稱して、虚無僧と云ふ。是れ其宗の傳ふる所なれど、或は云ふ、此宗の祖は、僧朗庵と云ふ者にして、僧一休と友たり。薦席を敷きて露宿し、尺八を吹きしに由り、薦僧と云ふと。此宗の僧は、髪を剃らず、衣を被らず、常服の上に掛絡を着け、深き笠を戴きて面を掩ひ、尺八

(二五) 普化宗
二年、北平
二月廿六日

耶蘇宗
(二六) 外史
文十七年

(二七) 南蠻寺
興隆記永徳十一年

(二八) 大友興
隆記、肥前軍記

(二九) 外史
南蠻寺
興隆記、五月
南蠻寺
興隆記、五月
大國記

を吹きて行乞し、或は長刀、匕首を佩びたる者あり。故に徳川幕府の時には、武士の隠家と稱して、往々遁逃の淵藪と爲れり。
耶蘇宗は、後奈良天皇の世に、葡萄牙の傳教師が、九州各處に於て演説するを以て、我邦に入る初とす。而して當時、吾邦にて、葡萄牙等の國を南蠻と稱せり。正親町天皇の世に、織田信長は、篤く之を信嚮し、爲に南蠻寺を京都に建て、豊後國主大友宗麟も、亦深く之を信じ、爲に管内の神社、佛寺を焼けり。此時に方り、耶蘇宗の徒漸く多く、西は長崎より、東は仙臺、會津に及び、南は和歌山より、北は金澤に達せりと云ふ。中に就て肥前の大名大村純忠、有馬義純は、殊に使を羅馬に遣し、其教を傳習せしめたり。其徒には、醫を善くする者ありて、能く難症の疾を治め、又能く財を散じて貧人を救濟したり。是れ亦

(二三) 外史家
稱、後鳥羽、高、重
三年、百、家、文、書

(二四) 平家
二、四

(二五) 小右記
寛和元年七月十
八日、源、賴、朝、記

(二六) 徒然草

(二七) 武尊
九月十九日、文明
二年正月四日

其教を弘めんが爲なり、而るに豊臣秀吉、海内の政柄を執るに至り、深く其教の政術を妨ぐるを悪み、南蠻寺を毀ち、其後九州を定むるに至りて、耶蘇の禁を海内に布き、其徒を捕へ、伴天連、伊留滿を磔刑に處し、其餘を放ちて本國に歸し、再び來ること勿らしむ、然れども陰に之を信ずる者は尙多かりしなり、蓋伴天連は導師を謂ひ、伊留滿は弟子を謂ふと云ふ、音樂の中に、雅樂は、常に存したれど、猿樂盛に行はれてより、大に衰へたり、間、之を奏するも、多くは鼓吹のみにて、舞樂は殊に稀になりたり、時に琵琶法師と云ふ者起れり、琵琶法師の名は、既に花山天皇の頃より、書冊に見えたれど、平家物語を演して、琵琶に合はすることは、後鳥羽天皇の頃に、信濃前司行長が、僧と爲りて、平家物語を作り、譬僧生佛をして演ぜしめしを以て始とす、或は云ふ、此物語は、菅原爲長の作なり

(二八) 常山記
九月十九日、文明
二年正月四日

(二九) 田樂考
三月三十一日、文明
二年正月四日

(三〇) 田樂考
三月三十一日、文明
二年正月四日

(三一) 田樂考
三月三十一日、文明
二年正月四日

と、生佛の後を如一檢技と云ふ、如一に弟子二人あり、一を覺一と云ひ、一を城一と云ふ、皆盲人なり、是より後世に至るまで、此技は、盲僧の專業たり、足利幕府の頃には、盛に行はれて、稱光天皇は、琵琶法師を宮中に召さんとしたるを、後小松上皇、其例なきを以て之を止め、終に父子の和を失したることあり、以て當時の人の耳に達せしを見るべし、又其曲、大に人心を感ぜしめし者あり、上杉謙信は、鶴の段を聴きて悲傷し、佐野天徳寺了伯は、扇の段的段を聴きて、涕泗の滂沱たるを覺えざりしと云ふ、
田樂は、既に後一條天皇の頃の書に見え、堀河天皇の世に盛なりしが、後醍醐天皇の時には、更に盛にして、北條高時は、政事を抛棄して、此技に耽りしかば、一時大に行はれたり、其初は、押秩の時の歌舞にして、僅に田夫、田婦の弄せし所なりし

猿樂
 (三三) 猿樂
 (三四) 猿樂
 (三五) 猿樂
 (三六) 猿樂
 (三七) 猿樂
 (三八) 猿樂
 (三九) 猿樂
 (四〇) 猿樂
 (四一) 猿樂
 (四二) 猿樂
 (四三) 猿樂
 (四四) 猿樂
 (四五) 猿樂
 (四六) 猿樂
 (四七) 猿樂
 (四八) 猿樂
 (四九) 猿樂
 (五〇) 猿樂
 (五一) 猿樂
 (五二) 猿樂
 (五三) 猿樂
 (五四) 猿樂
 (五五) 猿樂
 (五六) 猿樂
 (五七) 猿樂
 (五八) 猿樂
 (五九) 猿樂
 (六〇) 猿樂
 (六一) 猿樂
 (六二) 猿樂
 (六三) 猿樂
 (六四) 猿樂
 (六五) 猿樂
 (六六) 猿樂
 (六七) 猿樂
 (六八) 猿樂
 (六九) 猿樂
 (七〇) 猿樂
 (七一) 猿樂
 (七二) 猿樂
 (七三) 猿樂
 (七四) 猿樂
 (七五) 猿樂
 (七六) 猿樂
 (七七) 猿樂
 (七八) 猿樂
 (七九) 猿樂
 (八〇) 猿樂
 (八一) 猿樂
 (八二) 猿樂
 (八三) 猿樂
 (八四) 猿樂
 (八五) 猿樂
 (八六) 猿樂
 (八七) 猿樂
 (八八) 猿樂
 (八九) 猿樂
 (九〇) 猿樂
 (九一) 猿樂
 (九二) 猿樂
 (九三) 猿樂
 (九四) 猿樂
 (九五) 猿樂
 (九六) 猿樂
 (九七) 猿樂
 (九八) 猿樂
 (九九) 猿樂
 (一〇〇) 猿樂

が後に田樂法師と云ふ一種の専門家出て來りて、本座、新座を分ちて、之を傳習し、其具に綾筒笠、足駄、編木、刀玉、笛、太鼓を用ひたり。然るに此技は、徳川幕府の時にも、繞に存せしと雖も、其業を傳ふる者は、僅々五七家にして、平日は、農を以て業とし、春日神社等の祭に出で、其技を演ぜしと云ふ。猿樂は本と散樂にて、今の狂言の如き者にして、村上天皇は、文を作り之を記し給ひ、其曲に新味、新傀、偶等の目あり。或は又其時に臨み之を造れること、茶番の如き者あり、俱に猿樂と稱す。然るに崇光天皇の世に一僧あり、京都四條橋を架せんが爲に、場を四條河原に開き、新座、本座の田樂家をして能を較べしめ、以て看客より錢を收めたり。此日、八九歳の小童、猿の假面を冒り、袂服、観装して、紅緑の橋欄に飛舞して、以て猿樂を演ず。是より先き、田樂大に盛なりしが、是より田樂

(三八) 猿樂傳

(三九) 猿樂傳
 仁徳天皇
 聖德太子
 正五年

(四〇) 猿樂傳
 聖德太子
 正五年

(四二) 猿樂傳
 大正

漸く衰へて、猿樂益盛になり、歌を詠と云ひ、舞を能と云ひて、新曲を創造しければ、古の猿樂の風は、地を掃ひて盡きて、其遺風、却て狂言に存せり。而して其、謡曲は、名僧の作もありて、山姥江口は、僧一休の作なりと云ふ。足利義政は、殊に此技を好み、觀世音阿彌等をして殿中に演ぜしめ、之に許多の纏頭を賜ひ、其座に在る者も、皆争ひて纏頭し、大名の家にて、義政を招請するにも、亦此の如くして、大に此技を賞せり。是に於て之を以て業とせざる人の中にも、之を善くする者ありて、酒宴には、之を知らざるを以て恥と爲せり。豊臣秀吉は、朝鮮の役に、肥前の名護屋に在りて、歳五十を過ぎて、始て此舞を學び、亦新に數曲を造らしめたり。是に於て大名たる人も、亦争ひて之を學べり。而して其、宗師たる者は、四座あり。舊は觀世、金春の兩流なりしが、實生が、觀世より出で、金剛が、金春よ

蹴鞠 (四三) 永元御

(四四) 藤原實光 寛和ノ三六左

(四五) 菅原朝良 延和元年九月

(四六) 菅原朝良 延和二年三月

(四七) 菅原朝良 延和三年三月

(四八) 藤原成通 口實日記

り出づるに至りて、始て四座の稱あり、而して狂言、笛、太鼓、小鼓の如きも、亦専門家あり。
蹴鞠は、後鳥羽天皇、殊に此技を善くせしかば、群臣、表を上りて、尊びて此道の長者と爲せり。故に當時は、此技を習ふを以て事とし、和歌と並べ稱して、歌鞠兩道と云へり。鎌倉幕府にては、頼家最も之を好みて、後鳥羽天皇に請ひ、紀行景を得て師とし、日夜、場に在り、實朝に至りては、旬の御鞠と稱し、毎旬に奉行を置きて、之を司らしめ、足利幕府には、正月に鞠始ありて、以て儀式を定めたり。此技を尙ひしこと見るべし。初め後鳥羽天皇の世、難波宗長、飛鳥井雅經の兄弟、並に此技に妙なりしが、兩家世々朝廷蹴鞠の家と爲る。而して宗長等の技は、本と藤原成通より出づ。成通は、鳥羽天皇の頃の人なり。其蹴鞠の妙、今古に獨歩し、其鞠を蹴るや、或は人の肩の上に走

茶 (五〇) 日本 左 日
茶 (四九) 日本 左 日
茶 (四八) 日本 左 日
茶 (四七) 日本 左 日
茶 (四六) 日本 左 日
茶 (四五) 日本 左 日
茶 (四四) 日本 左 日
茶 (四三) 日本 左 日
茶 (四二) 日本 左 日
茶 (四一) 日本 左 日
茶 (四〇) 日本 左 日
茶 (三九) 日本 左 日
茶 (三八) 日本 左 日
茶 (三七) 日本 左 日
茶 (三六) 日本 左 日
茶 (三五) 日本 左 日
茶 (三四) 日本 左 日
茶 (三三) 日本 左 日
茶 (三二) 日本 左 日
茶 (三一) 日本 左 日
茶 (三〇) 日本 左 日
茶 (二九) 日本 左 日
茶 (二八) 日本 左 日
茶 (二七) 日本 左 日
茶 (二六) 日本 左 日
茶 (二五) 日本 左 日
茶 (二四) 日本 左 日
茶 (二三) 日本 左 日
茶 (二二) 日本 左 日
茶 (二一) 日本 左 日
茶 (二〇) 日本 左 日
茶 (一九) 日本 左 日
茶 (一八) 日本 左 日
茶 (一七) 日本 左 日
茶 (一六) 日本 左 日
茶 (一五) 日本 左 日
茶 (一四) 日本 左 日
茶 (一三) 日本 左 日
茶 (一二) 日本 左 日
茶 (一一) 日本 左 日
茶 (一〇) 日本 左 日
茶 (九) 日本 左 日
茶 (八) 日本 左 日
茶 (七) 日本 左 日
茶 (六) 日本 左 日
茶 (五) 日本 左 日
茶 (四) 日本 左 日
茶 (三) 日本 左 日
茶 (二) 日本 左 日
茶 (一) 日本 左 日

れども人知らず、或は清水寺の高欄上に於てすれども、其靴は其足より脱せざりしと云ふ。故に後世、祀りて鞠神とす。蹴鞠の盛なること、實に此に基せり。然れども海内鼎沸するに及びては、武人多く之を習はずして、専ら播紳の業と爲りたり。
茶は、嵯峨天皇の頃より、書物上に見えたれど、其時は、芽茶、團茶のみなり。而るに、榮西、支那より茶を齎し、并に採茶、調茶の法を傳へて歸朝し、之を筑前國背振山に種系、又之を明慧に贈りしかば、明慧之を梅尾に種系たり。是に於て始て抹茶あり。而れども其式は、未だ有らざりしに、足利氏の初に至り、百服、七十服の會を作し、曲衆に坐し、虎豹の皮を敷き、小袖、沈香、沙金、刀、鎧を賭して、以て本非を品す。本茶とは、梅尾の茶を云ひ、非茶とは、宇治等の茶を云ふ。此後、終に宇治の茶を以て第

(五八) 東山に興し、内に茶亭を置き、多く古書畫、古器物を蓄へたり。
 (五九) 奈良稱名寺の僧珠光、茶事に精しく、始て臺子の式を定め、大に義政に愛せられたり。臺子は、僧南浦が龜山天皇の世に支那より齎し歸りしに起ると云ふ。珠光の同時に、相阿彌と云ふ者あり、義政の同朋なり。亦茶事に明にして、常に義政の左右に在り。後世の茶人は、此二人に出てざるはなし。千利休に至りて、更に盛に茶法を起し、起坐進退の式を設け、遂に茶道を以て、織田信長、豊臣秀吉に仕へ、秀吉より三千石の地を賜はり、大に寵幸を得たり。秀吉は、殊に茶道を好み、北野に於て、大茶湯の會を開き、苟も茶事に志ある者は、貴賤の別なく、器玩を携へて、之に與かることを得しめければ、四方より來り集まる者頗る多し。其器玩の貴きは、數百金に直する

(六八) 茶湯の式は、親睦の具としたり。者にて、足利氏が、武家の禮式を立つるや、嚴に上下の分を立て、自ら離隔の患なきを得ざりしを、茶飲は、主客、一小室に坐して、自ら起居飲食の法を寓したれば、互に情狀を盡すことを得るなり。是れ秀吉等の、之を好みし所以なり。故に上下相慕倣し、高尚なる遊興とし、終に焚香、挿花を以て、皆之に屬せしむるに至れり。而して居室を構造し、庭園を開設し、飲食を調理し、書畫、骨董を鑒定するも、此種の人は、殊に之を巧にせり。是れ常に心を此に用ふるが故なり。要するに、此技は、禪宗茶湯の式より出て、大に文飾を加へたる者なり。香を聞くことは、本は合はせ香にして、沈香、麝香等の數種を合劑したる者なり。即ち梅花、荷葉等の名ありて、嵯峨天皇、淳和天皇の頃には、既に藤原冬嗣、賀陽親王等の方ありて、合劑

一等としたり。足利義政に至りては、更に盛になりて、銀閣を東山に興し、内に茶亭を置き、多く古書畫、古器物を蓄へたり。此時、奈良稱名寺の僧珠光、茶事に精しく、始て臺子の式を定め、大に義政に愛せられたり。臺子は、僧南浦が龜山天皇の世に支那より齎し歸りしに起ると云ふ。珠光の同時に、相阿彌と云ふ者あり、義政の同朋なり。亦茶事に明にして、常に義政の左右に在り。後世の茶人は、此二人に出てざるはなし。千利休に至りて、更に盛に茶法を起し、起坐進退の式を設け、遂に茶道を以て、織田信長、豊臣秀吉に仕へ、秀吉より三千石の地を賜はり、大に寵幸を得たり。秀吉は、殊に茶道を好み、北野に於て、大茶湯の會を開き、苟も茶事に志ある者は、貴賤の別なく、器玩を携へて、之に與かることを得しめければ、四方より來り集まる者頗る多し。其器玩の貴きは、數百金に直する

者ありて、多くは支那の製なり。且茶湯の式は、親睦の具としたり。者にて、足利氏が、武家の禮式を立つるや、嚴に上下の分を立て、自ら離隔の患なきを得ざりしを、茶飲は、主客、一小室に坐して、自ら起居飲食の法を寓したれば、互に情狀を盡すことを得るなり。是れ秀吉等の、之を好みし所以なり。故に上下相慕倣し、高尚なる遊興とし、終に焚香、挿花を以て、皆之に屬せしむるに至れり。而して居室を構造し、庭園を開設し、飲食を調理し、書畫、骨董を鑒定するも、此種の人は、殊に之を巧にせり。是れ常に心を此に用ふるが故なり。要するに、此技は、禪宗茶湯の式より出て、大に文飾を加へたる者なり。香を聞くことは、本は合はせ香にして、沈香、麝香等の數種を合劑したる者なり。即ち梅花、荷葉等の名ありて、嵯峨天皇、淳和天皇の頃には、既に藤原冬嗣、賀陽親王等の方ありて、合劑

(八二) 信長記

(八三) 續史餘

(八四) 豐臣秀吉

(八五) 北條五

(八六) 草木六

(八七) 尺素在

(八八) 古今錄

(八九) 明季系

(九〇) 藝劍奇

(九一) 武藝小

(九二) 藝劍奇

(九三) 大佛師

(九四) 榮花物

(九五) 吾妻鏡

園多く荒蕪せしが、信長が、徭役を軽くせしが如きは、少しく其肩を息はしめたる者ありしならん。秀吉に至りては、三十歩を以て一段と爲し、制を改め、三百歩を一段とし、二公一民の重税を課せしかば、怨言百出せしかど、少時の間、海内平和なりしかば、或は往日の姿に復せし事もありしなるべし。而して草綿、烟草の類を、葡萄牙人より得たるに至りては、大に農家の益を爲せり。

工藝の事を言へば、後鳥羽天皇の時に至り、殊に盛なる者を、刀工とす。天皇は、武藝を好み、親ら刀を造り給ふのみならず、海内の名工を徴して、常に輪次之を鍛はしめしかば、此技大に進めり。其後、海内大に亂れて、此器は、武士の必須の具と爲りければ、有名なる人も多く出でしが、中に就て岡崎正宗の如きは、殊に魁楚とす。正宗は、南北分立の初の人にて、久し

く諸國に遍歴し、鍛刀の術を研究し、古人未發の巧を發せしかば、其門人も頗る多く、有名なる者も少からず。又兜及鐙を造るに妙なるは、明珍信家あり、後奈良天皇の天文頃の人なり。信家は、喜びて鐙に鑿嵌したり。鞍及鐙に工なるは、大坪道禪あり、之を伊勢貞長に傳ふ。又後藤祐乘は、金器の彫刻に妙にして、刀の目貫、小柄、筭の類に鏤めり。後柏原天皇の永正頃の人なり。又木彫には、運慶、湛慶の父子ありて、並に佛像を造るに妙なり。是より先き、佛教の大に盛なるに由り、此技は大に世に貴重せられ、名工多く出でしが、後一條天皇の世の定朝の如きは、大に當時に嘉賞せられて、法橋に叙せられたり。即ち佛師僧綱の始にして、其子孫、皆佛工を以て業とし、常に僧綱と爲れり。運慶は、後鳥羽天皇の世の人にて、定朝の孫なりしが、殊に其技に妙にして、佛眼に玉を嵌することを發明

陶工
(九六) 世界
 (九七) 三左
 (九八) 萬全

(九八) 五續
 三才圖會

(九九) 桂林
 後

(一〇〇) 大日
 本美濃
 工部
 萬全
 本朝
 朝鮮
 征伐
 記

せしは、此人なるべし。
 陶工には、尾張の人加藤四郎右衛門と云ふ者あり。其初め造る所の器は、口を偃せて之を焼きしに由り、釉を受けざる所あり、且厚くして粗なりしが、順徳天皇の建暦年中、僧道元に從ひ、支那に赴き、陶冶の法を受けてより、大に巧妙を致せり。是に於て宋の陶法始て我邦に入る、此陶法は、支那にても、宋に至り始て精しくなりし事にて、我邦にては、是より大に開けたり。其後、伊勢の陶工五郎太夫、祥瑞、後柏原天皇の永正十年、支那に入り、明の磁法を受けて、益、其精を致す。磁法此に起る。豊臣秀吉の、聚樂城に在るや、朝鮮の陶工を徴し、茶碗を焼かしむ、是を樂焼とす。毛利輝元も、亦朝鮮の陶工をして茶碗を焼かしむ、是を萩焼と云ふ。而して當時、茶湯の技盛に行はれしを以て、陶工には有名なる人多し。

漆工

(三) 七修類稿

(四) 藤元日抄

(五) 七修類稿

(六) 萬葉全書

(七) 日本風土記

(八) 先民傳

漆工は、此時大に進みて、泥金、灑金、縹霞彩漆の法の如き、皆我邦より支那に傳はれり。中に就て、縹霞彩漆は、磨出蒔繪と稱する者にて、後花園天皇の頃、彼邦より人を我邦に遣して傳習する所なり。而して楊垣と云ふ者、我邦漆器の法を傳へ、最も縹霞に妙にして、世に楊倭漆と稱せられき。楊垣は、足利義政同時の人なり。義政奢侈を極め、珍器を愛玩しければ、工業の進歩せし者も多くして、當時の蒔繪、鑄物は、後世東山時代の物と稱して、之を重ざること、拱壁の如し。是より後にも、貿易品中、支那人の殊に之を貴べる者は、灑金の厨子、描金の粉匣の類にて、大に聲價を海外に得たり。然るに長崎には、徳川幕府の比にも、螺填の工人なかりしが、長兵衛と云ふ者、之を支那人より傳へて、始て造ることを知れり。因て青貝長兵衛と云ふ。

鑄工(九) 蓮生八段

鑄物の内に於て、金銀鑿嵌は、當時、大に工妙を窮めたる者に
て、後陽成天皇の頃、支那人潘氏は、我邦に來り、此法を傳へ、大
に其名を本國に馳せて、支那人、之を潘鑄の倭銅と稱して、之
を貴べり。

築城(一〇) 築城記
石工(一〇) 大田本
造瓦(一〇) 信長記九

築城の法は、極めて粗にして、塀の高さは多くは僅に五六尺
なりしが、正親町天皇の天正四年に、織田信長が、安土城を造
るに至り、大に其規模を廣め、且堅牢を極めて、大石を砌疊し
て、基礎とし、高さ二十九丈なる七層の樓を興せり。是に於て
築城の法、大に備り、石工の業、大に興る。且其瓦は、支那の工人
をして、之を焼かしめられたれば、是に於て、明人焼瓦の法、始て我
邦に入る。信長は、又工人の、妄に其造る所の器に、天下一と題
する者あるを以て、京都の名工をして、評議して、之を定めし
めしは、必ず工業の進歩を促したることありしなるべし。

信長記
六ノ二二

商業總説

(一三) 吾妻鏡

(一四) 庭園往
來、北條五代記
(一五) 庭園往
來、藤原大成

(一六) 庭園往
來

(一七) 庭園往
來、藤原大成
(一八) 庭園往
來、藤原大成
目追加

商業は、源賴朝の、府を鎌倉に開きてより、鎌倉は、大に繁盛の
地と爲り、京都は、漸く衰へしが、龜山天皇の、文永二年には、幕
府にて、鎌倉商人の居地を定めて、九箇所と爲せり。當時の市
には、七座の店あり。七座とは、絹の座、炭の座、米の座、檜物の座、
千朶積の座、相物の座、馬商の座、是なり。檜物とは、材木なり、千
朶積とは、雜種なり、相物とは、鹽魚なり。而して、鎌倉にて賣る
所は、殊に他より勝れたれば、人、其地に遊ぶ者に託して、之を
買はしむ。是を、鎌倉の、誂物と云ふ。鎌倉の商業の盛なりしこ
と見るべし。當時、又問丸あり、替錢あり。問丸は、津頭に在りて、
運送せる所の貨物を預かる者なり。替錢は、錢を託せられて、
其約せし所の津にて、之を付する者なり。鎌倉幕府の季には、
京都に土倉と云ふ者ありて、大に其業を盛にせり。土倉は、人
より質物を取りて、錢を貸す者なり。其利息の多寡は、幕府の

(三〇) 金銀圓

しが、豊臣秀吉、海内の柄を總攬するに至り、更に大に大判、小判の類の金銀貨幣を鑄造し、且海内小康に屬せしに由り、商業漸く振ふ。而して城を大坂に築きて之に居りしかば、大坂は、殊に殷盛の地と爲り、商業繁榮の場と爲れり。

貿易 (三一) 香典國

商業に向ひて大に勢力を加へたる者は、外國貿易にして、當時の人も、商舶往來して、我國を富ましむと云へり。支那貿易は、鎌倉幕府の時にも、稍行はれて、彼此往來せしが、蒙古襲來の後、一たび杜絶せり。而るに、足利義滿が、明より勘合符を得て、周防國主大内氏をして之を掌らしむるに至り、復通せり。後奈良天皇の世に、大内義隆は、常に支那、朝鮮と貿易しければ、京都、堺、博多の商人、周防の山口に來集して、居を此地に占め、毎日、市を開きて大に盛なり。而して我より支那に齎して名を博せしは、刀、摺疊扇、描金盒子の類にて、彼より得る者は、

(三二) 鎌倉將軍家康
(三三) 足利義滿
(三四) 安西軍
(三五) 室町日記、大内義隆記

(三六) 日本風土記、武備志

(三七) 海東諸國記

(三八) 通載一覽、外交志稿

(三九) 海學年表

(四〇) 足利季世記六、同七

(四一) 豊臣秀吉家譜

絲、綿、針、陶器の類なり。朝鮮と貿易することは、後花園天皇の嘉吉三年に、對馬の國主宗氏にて、毎年遣す所の船數を定め、條約を結びしより、我貿易船は、凡て宗氏の信牌を以て證とし、西國の大名は、多く宗氏の紹介に頼りて、朝鮮と貿易せり。其朝鮮より得る者は、米、豆の類なり。此餘、葡萄牙人と貿易せしは、後奈良天皇の天文十年に、葡萄牙人、豊後に來りて、大友宗麟と約するに始まり、英吉利人と貿易せしは、正親町天皇の永祿七年に、英吉利人が、肥前五島に來りて、通商を請ふに始まる。其後、呂宋、亞媽港等の國も、互に相往來しければ、貿易の業稍、振ふ。此時、大内氏は、既に亡びて、山口は既に衰へしが、和泉の堺浦の如きは、貿易の爲に大に旺盛なる地と爲り、三十六人の會合衆と稱し、富豪の者にて、此地を支配し、殊に能登屋、臙脂屋を以て其長とす。而るに其富豪の徒、茶席にて相

闘ひ、共に死せしを以て、豊臣秀吉は、深く其地の人の罪を責めて、大に資財を出だして之を贖はしめしかば、堺は、之が爲に大に衰へたり。是れ其毎に政府の命を拒捍せしが爲に、之を壓服せんとするの謀略に出でたる者にて、商家の勢力ありしこと此の如し。

女子は、従前の如く、上等の人は、琵琶を弾じ、和歌を詠じ、和文を作れり。而して歌と文とは頗る巧なる者あり。後鳥羽天皇の時の宮内卿、後宇多天皇の時の阿佛尼の如きは、最も傑出とす。是れ女子は、男子よりは殊に歌を詠ずべしとしたるが故なり。而して多くは假名文を讀ましむるを主とし、漢字を書き、漢文を讀むことを戒めたり。又雙陸、貝覆の類を知るを以て先とし、凡て低聲、柔態なるを女子の本色としたれば、活潑なるを戒められたれど、世の荒亂なるに際しては、武家の婦

女子教育
見(四三) 身の形

(四三) 作者部
類(四四) 作者部

(四五) 源氏物語
類(四六) 源平盛衰
類(四七) 乳母の身
類(四八) 乳母の身

(四八) 吾妻鏡
類(四九) 明瓦洪

(五〇) 職人盛衰
類(五一) 庭園往來

結語

人には、板額の射を善くし、富田信高の妻の槍を使ふが如き類頗る多し。而して裁縫は、専ら下等の人の執る所と爲りて、上等の人は、多くは之を爲さざるが如し。鎌倉幕府の時には、既に縫物師、組師ありて、此を以て職業としたり、皆女子なり。要するに、當時は、特に教育極衰の運にして、僧徒、其文柄を握るに至る。而して大亂の世に際して、殊に進歩したる者は、武藝にして、始て流派を立て、教授せり。又猿樂、茶湯の如きは、此時に興る所にして、最も旺盛を極めたり。

訂修 日本教育史卷上 終

訂修 日本教育史卷下

文部省總務局圖書課 校定
同課員佐藤誠實 編纂

第六篇 後陽成天皇慶長五年(紀元二千二百六十年)に起り孝明天皇慶應二年(紀元二千五百二十六年)に訖る

後陽成天皇の慶長五年に關原の役ありてより海内舉て徳川氏の政令に服し、後水尾天皇の元和元年に豊臣氏亡びてより諸國の大名盡く邸を江戸に置き、常に參勤交代を爲し、内外無事にして、干戈を見ざること二百五十年にして、文教大に興れり、徳川氏の祖先なる家康は、大亂の世に生れければ、藤原惺窩、林羅山を召して、書を讀むことを好みければ、藤原惺窩、林羅山を召して、書

文學總説
(一) 武徳安民
(二) 逸史、官
中絶

(三) 東照宮様

(四) 撰寫行狀
(五) 道春學譜
(六) 右文故事
御代々文事表

を講せしめ、或は廣く律令國史等の書を四方に求め、五山の僧をして、每書に各三部を謄寫せしめ、一を禁中に進め、一を江戸に送り、一を駿府に留めたり。此時家康は、駿府に退老し、將軍秀忠は、江戸に在り。時に久しく喪亂を経て、書籍散佚したるを、是に於て遺書多く出て、或は崎零の冊子を補足することを得たり。其文藝に功あること、蓋淺鮮にあらざるなり。又多く活字を以て、古書を印行したれば、學者賜を受くること、極めて大なり。又禁中并に搢紳及武家の法度を定め、禁中の法度には、天子の藝能中には、學問を以て第一とすと云ひ、搢紳の法度には、學事に達き者は、不次に陞進することあるべしと云ひ、武家の法度には、文武を兼學すべしと云ひ、並に學事を獎勵せり。永祿以來始りし事と云ふ書に、此時の事を擧げて云く、武家學問流行すと。蓋世初て昇平に屬し、學

(七) 右文故事
御本日記續錄
(八) 德川禁令
考

(九) 遺考物語

(一〇) 先賢書
讀一編書行狀
文章遺傳續編

問するに暇あるに由ると雖も、亦徳川氏の教育に孜々たるに由ると云はざるを得ざるなり。是より大名にも書を読む人多くして、争ひて儒者を擧用せしかば、名儒鉅匠輩出して、道義を以て自ら重ざるあり。經濟を以て自ら任ずるありて、従前の比にあらざるなり。家康の時の儒者を擧ぐれば、藤原惺窩は、搢紳家なる冷泉氏の子にして、定家の後なり。坊くして佛事に入り、僧と爲り、佛書を読みしが、其志、儒學に在るを以て、棄て、之を去り、好みて性理の書を読みたり。慶長の初め、播磨の大名赤松廣通に客とし、廣通を勸めて朝鮮人姜沆等の十數輩をして、四書五經を淨寫せしめ、惺窩乃ち程朱の意に据り、之が訓點を作れり。是より先き、經書の點は、皆古註に依りしを、是に至りて、人始て程朱の點本を得たり。惺窩は、師傳に由らず、之を獨得し、天理を擴め、放心を收むるを以て、

(一) 撰書文
集序
(二) 祖傳集
二七典部三近香

(三) 惶窩行
狀
(四) 先賢叢
談

學問の根本とし、躬行實踐を主としたり。我邦の學者は、多くは記誦詞章の外に出でずして、或は佛氏の説を雜へたるを、是に於て人始て六經を先きにして、詩文を後にすることを、知れり。故に、(三) 荻生徂徠云く、我邦、王仁ありて後に、民始て字を知り、吉備眞備ありて後に、經藝始て傳はり、菅原道眞ありて後に、文史誦すべく、惶窩ありて後に、人々言へば、則ち天を稱し、聖を語る。此四君子は、世々學宮に尸祝すと雖も可なりと。然れども従前の學は、皆師に従ひて傳授したるが故に、時人、或は無師無傳を以て惶窩を譏れり。惶窩は、曾て僧徒と伍して聯句するを耻ぢて、關白秀次の召に應ぜず。佛氏の僧俗の説を斥けて曰く、佛者より言へば、眞諦あり、俗諦あり、世間あり、出世間あれど、我を以て之を視れば、人倫皆眞なり、未だ君子を呼びて俗とするを聞かず、我恐くは僧徒は乃ち是れ俗

(一五) 木朝通
三十七右
(一六) 明良洪
範

(一七) 野史二
百五十三
先賢

ならんと。又曾て小早川秀秋が、水を潑して人に激し、以て樂とするを諫め、徳川家康が、褻服するを見て、爲に書を講ぜざりき。是れ眞に儒を以て自ら居る者にして、是より先きに絶えて無き所なり。羅山は、惶窩の門人なり。その少壯の日は、學問溷晦して、跡を掃ふが如き有様なれば、其帷を下し、徒を聚め、論語集註を講ぜし時は、民間に集註を挾む者なき故に、駭傳して異常の事と爲せり。羅山、時に歳十八なり。明經博士船橋秀賢は、之を聞きて議して曰く、古より書を講ずるは、明經博士の職なり、朝廷自ら其職あり、且經筵未だ新註を講ぜず。今彼は匹夫にして、師表の位に居り、叨りに朱學を唱ふ、督責せざるべからずと。家康晒ひて曰く、人各好む所あり、且匹夫にして道義を唱ふるは、實に嘉尙すべし、豈之を罪すべけんやと。蓋我國の儒學は、初は摺紳に限り、中比は僧徒に及びし

(一八) 德川氏

(一九) 先賢

(二〇) 後陽成

に、是より後、武士より出づるあり、農商より出づるありて、大に従前と觀を異にし、播紳には反て有名の人少し、然れども、徳川氏の世を終ふるまで、高辻、東坊城、五條、唐橋、桑原、清阿の六家は、菅原氏を以て、常に文章得業生、文章博士と爲り、舟橋、伏原の二家は、清原氏を以て、常に明經博士と爲れり、然れども世に卓絶する人あらず、羅山は、終に徳川幕府に仕へて、家康、秀忠、家光に歴事し、大に寵任を蒙り、即位、改元、行幸、入朝の禮、及祭祀の典、外交の事を初めとして、總て國家の制度、漢家の故事に就て、毎に顧問を受けしに、其學、和漢を貫穿して、識らざる所なかりしかば、爲に著述する所多し、是れ當時、儒者を用ゐし狀を見るに足れり、是より林氏は、徳川幕府の一代、子孫相繼ぎて、其儒者と爲り、常に全國儒者の首領と仰がれ、其祿は漸く加へて、終に三千五百石を得、其支流の家も、亦旗

(二二) 羅山文

(二三) 羅山行狀、野史二百五十三、先賢

本に列して、宗家に副ひて文學を司れり、徳川氏の時の祿は、總て世襲なれば、子孫其任に勝へずして、其職に居り、人の進仕を妨げ、人の勉強の途を塞ぎしことなきにあらず、羅山は、京都の醫の弊を論じて云く、行くには、輕輿に乗じて、從僕をして長刀を執らしめ、居るには、其門を高くし、其壁を厚くし、華筵を左にし、玉几を右にすれども、寸口、病名、藥氣、經絡を併せて、嗜として知らざる者多しと、世祿の弊、此に至る、是れ唯當時のみならず、唯京都のみならず、近世まで、江戸も、諸國も、文學の士も、武藝の士も、或は此境に陥りし者もありしなり、羅山は、最も心を教育に用ひて、才を銜ひ能に誇る者を見れば、之を警め、懶放にして業に倦む者を見れば、之を誘せり、曾て人あり、歲除に羅山の家に來りて、明春より通鑑綱目を講ぜんことを請ひしかば、其日、即ち之を講じ起し、又祇園の祭

(二四) 國朝
本朝
事

に赴きしに、終日人より棠陰祕事の質問を受けて、竟に山車の往來するを見ざるが如き、以て其一端を見るに足る。故に其門人成立する者多くして、朱學終に海内に蔓延し、幕府にては、専ら朱子の學に依り、大名も多く之に従ひ、朝廷にても、亦之を用ふるに至る。後光明天皇は、深く讀書に耽り、篤く性理の學を信じ、御前の講釋に、衆議を排して、程朱の學を用ひ、朝山意林庵を召し、特に升殿を許して、易を講ぜしめ、惺窩文集を刻して、親ら御序を製し給へり。其崩ずるや、舊例に依りて、火葬し奉らんとせしが、魚買八兵衛院御所等に奔走し、泣き懇へて曰く、先帝は、恒に儒業を貴びしに、今、火化し奉らんことは、聖旨に背くなりと、因て其言に従ふ。見るべし。従前萬事、皆佛説に依るの風、此に至り大に變ぜしを、然れども當時の儒學は、専ら朱熹に依るのみならず、近江の人中江藤樹は、

(二五) 先哲
近世
人

傳一

(二六) 野史二
百五十六

(二七) 先哲
傳一

歳十一にして大學を讀み、天子より庶人に至るまで、皆身を修むるを以て本とすと云ふ語に至り、大に歎悟して、其意に、聖人は、學びて至るべしと爲せり。當時の士風は、武を専らにし、文を以て孱弱の具とせしかば、藤樹は、晝は諸士と武を講じて、衆の毀を避け、夜に至りて、潜に書籍を繕きしが、師友なきを以て獨學したり。初め朱子の學を信ぜしが、門人、多く其窮理の説に泥みて、眞性活潑の妙を失し、長進すること能はざるを以て、更に王陽明の學を修め、知行合一の説を爲せり。而して能く親に事へ、人を恤み、其行の方正なるを以て、近江聖人の稱を得たり。亦教育に長じて、人を帥ゐるに身を以てせしかば、人、賢愚となく、興起せざるはなく、或は輜に坐して、修身の事を説き、泉夫をして感動流涕せしむるに至る。是れ吾邦に於て、陽明學を修むる始なり。當時の大名にて學を好

(二八) 野史書
略安三年

(二九) 官備四
公遺事 中書錄
野史書 略安和
年 明政錄五

(三〇) 藩論譜
七ノ上 池田 備
藩典例

(三一) 先哲叢
談 蕃山傳

(三二) 野史百
七十五 池田光政
傳

(三三) 明政錄
六

(三四) 近世時
人傳 先哲叢談

む者は、徳川義直あり、池田光政あり、保科正之あり、徳川光圀あり、義直は、尾張の國主にて、家康の子なり、儒を貴び、佛を賤み、名儒を聘し、著述を好み、其薨するや、浮屠の法に依り、法名を命ずること勿らしむ、因て諡して敬公と云へり、光政は、備前の國主なり、熊澤蕃山を擧げて、學術を講究し、毎年元旦に忠孝の軸を掛け、机に憑りて先づ孝經を讀み、歳首の試筆に、必ず天下泰平、儒道興隆の四字を書せり、其尙ぶ所、見るべし、且多く學校を設けて、領地を風化せしかば、當時の人、詩を賦し、其況を述べて、漁家兒女亦知字、笑將孝經教老翁と云ひ、村婦の歌謠にも、孝經の語を用ひ、浮屠氏も、往々蓄髮還俗するに至れり、藤井懶齋、近世孝子傳を撰せしに、其取る所の孝子、凡て十三人にして、備前の人、六人なり、其教化の、大に行はれしを知るべし、蕃山は、經濟を以て自ら任じ、備前の國事を

(三五) 先哲叢
談 野史二百
五十二

(三六) 野史七
十九

與り聞き、隄防を修め、凶歉を濟ひ、皆其宜しきを得たり、當時、儒者にして、經濟に長ざる者、尙其人に乏しからざれども、蕃山と野中兼山との如きは、推して稱首とす、兼山は、土佐の國老と爲り、萬石の邑を食み、荒蕪を闢き、水利を興し、農兵を設け、蠶桑を務めしめ、或は藥草を栽ゑ、或は蜜蜂を育し、茶蔘の場を廣め、魚鹽の利を興し、大に其國を富ましめたり、當時の學の、大に實用に趨きしこと、此の如し、正之は、會津の大名なり、家康の孫にして、將軍家綱を輔佐して、賢良の名あり、晚年、山崎闇齋を聘して、朱子の學を修め、士民をして之を講習討論せしめたり、然れども、其優柔に流れんことを恐れしかば、其老臣に命じて、領地の法を立てしめしに、私闘諍論を禁ずるを以て首とするを視て、之を却けて曰く、武士は、耻を知るを以て先とす、辱を被りて之に報ずるは、固より期する所な

(三七) 先哲叢

りと。其教育の方此の如し。闇齋痛く佛教を排し、師道を以て自ら重じ、大名之を召さんとする者あれども、往きて教ふるの禮なしとて之に應ぜず。其人を待つこと甚だ嚴にして、時好に徇はず。門人業に情れば、之を痛責して少しくも假さず。或は絶交するに至りし事あり。曾て正之に對し、三樂を擧げ、卑賤の家に生れたるを最樂とし、大名の深室の中に生れ、婦人の手に長じ、不學無術にして、智寶梗塞するを以て、大不幸とし、以て正之を諷せり。其教育たる、文字章句の間に區々たらず、浮文を削り、實學を主とし、大に朱子の學に功あり。然れども後人其學を論じて云く、其徒の讀む所の書は、四書、小學、近思錄、朱子文集、朱子語錄の類に止りて、多くは五經及通鑑綱目にも涉らず。其餘の諸書、歴史等は、絶えて見しめず。最も禁ずる者は、詩文なり。故に師は、唯書を講じ、門人は、唯講説を

(三八) 草茅庵

(三九) 桃源遺事 野史七十八

(四〇) 年山紀

(四一) 先哲叢

筆記するのみなれば、見る所極めて狭くして、用に中らずと。光圀は、家康の孫にして、水戸の領主なり。博學宏材にして、大日本史、禮儀類典、扶桑拾葉集等の許多の撰述あり。初め羅山の子鷲峯、幕府の命を受けて、本朝通鑑を撰せり。光圀其書に、我皇統を以て、吳の泰伯の後とするを看て、大に憤懣を懷き、是に於て彰考館を開き、儒生を集め、大日本史を撰し、神功皇后を皇妃傳に收め、大友皇子を帝紀に載せ、南朝を以て正統としたり。是れ千古の卓見にして、今に至るまで、毫も異論なし。而して國學の漸く旺なりしは、實に此人の力なり。光圀は、歸化の支那人朱舜水を聘して、學事を問へり。舜水は、明主の疏族なるが、明の亡びたるを以て、清に服事するを耻ぢ、來りて日本に寓せしなり。光圀其節義を重じ、之を聘せしかば、水戸の士之に従學して、成就する者多かりき。當時、大名争ひて

(四二) 先哲叢書
古學先生行狀

儒士を聘しければ、儒者多く祿仕したりしが、大儒にて仕へざる藤樹の如き者も亦無きにあらず。伊藤仁齋の如きも、其人なり。仁齋初め朱子の學を修めしが、既にして其學の孔孟の意に乖けるを疑ひ、自ら古學を修め、論語を以て主とし、之が爲に古義を作り、頗る獨見あり、是より先き書を讀む者は、皆舊説を守りしに、是に於て始て古人に依らず、徑に本經に遡りて、己が説を立てたり、是より後は、儒に荻生徂徠あり、復古の學を唱へ、歌學に僧契沖あり、古體を唱へ、醫に後藤良山あり、古方を唱へ、僧に靈空、鳳潭、覺彦あり、其宗義を中興するが如き、氣運の然らしむるに由ると雖も、恐くは仁齋の之が首唱を爲すに由りて、奮起する者もありしならん。蓋此時、奎運益昌に、名儒多く出てたれば、儒學は、或は支那人と譽を駢べて馳騁すべきを、大に其進歩を妨げし者あり、耶蘇の禁是

(四三) 續善年表、外交志稿

(四四) 御當家令條一

(四五) 外交志稿

(四六) 泰平年表
(四七) 常陸院殿御實紀附錄上

なり。明正天皇の寛永七年に、徳川家光、此禁を布くに就て、外國商舶に令して、横文の書籍を舶載するを禁じ、其後、大船を造るを禁じ、邦人の外國に之くを禁じ、交趾、占城、呂宋、亞馬港等の來舶を禁じ、唯支那、和蘭の貿易のみを聽せり、而して其場を定めて長崎の一港とし、他に遊歩することを得ざらしむ。是に於て吾邦の人は、支那に之くを得ず、支那より來れる人も、多くは無學の商人にして、且一處に匏繫して、他に移らざれば、唐音、俗語等を學ぶ者も、長崎に赴かざれば、之を問ふことを得ず。幸に舶載の書極めて多くして、大に學者に便せしかども、若し其來往をして自由ならしめば、更に一層の觀るべき者ありしならん。

靈元天皇の延寶八年に、徳川綱吉、征夷大將軍と爲る。此時、亂世の餘風未だ改らず、世人多く暴戾殘悍を以て武とし、大道

(四八) 右文政
事御代々文學表
(四九) 常陸院
御實紀附錄
中三王外記
(五〇) 昌平志

に背き、不仁に陥る者少からず。綱吉、在職幾ど三十年にして、此陋習を除かんと欲し、屢文學を勤むべき命を發せり。又其身も學を好み、常に自ら書を講じ、大名、旗本、社人、寺僧をして預り聽かしめしかば、當時、袖珍本の四書を印行して、披閱に便するあり、時人之を殿中本と云へり。其易を講ずるや、凡て八年を歴て乃ち畢り、未だ嘗て一次をも廢せず。又侍臣に命じて、輪次に書を講ぜしめ、屢大名の邸に過訪し、親ら講説を爲して後に、更に其主人及子弟等をして講説せしめたり。是に於て人競ひて學に向ひ、大名は益、儒士を徵し、旗本も、田祿

(五二) 常陸院
御實紀附錄

ある者は、皆争ひて師を延きて學を勤め、宿衛の番士も、講習を事としければ、往時の陋習漸く變じて、文運大に開け、益、昇平雍熙の治を致せり。徂徠曾て當時の學風を論じて云く、將軍の講習を以て主とせるに由り、儒生は、皆講書を以て我が

(五三) 吹田四

専ら務むべき職とし、其餘を顧みず。故に皆無學にして用を爲さずと。以て争ひて講書を事とせしを見るべし。時に關原の役を去れること、幾ど百年なれど、儒士は、荒亂の時、文學を以て僧徒の私物と爲したる風を承け、多くは其頂を禿にして、士林に列せず、視て制外の徒とせられたるを、林鶯峯の子鳳岡は、大に之を慨きしかば、綱吉命じて蓄髮せしめ、信篤と名け、大學頭に任ず。是より林氏は、世々大學頭たり。儒生の、盡く髮を蓄へしこと、此に始まる。而して光圀の、其藩の儒生をして蓄髮せしめしは、此前に在りて、實に其嚆矢たり。林氏の剃髮せしは、原と家康の、羅山に命ぜしに起りたる者にして、家康は、又僧元信、崇傳、承兌の徒を以て顧問に備へ、大名にも、僧を以て侍讀とせし者あり、亦其時の狀を見るべし。是より後、幕府にて剃髮の人をして、文學を主らしむるの風は、永く

(五四) 先行書

(五五) 常陸院
御實紀附錄

(五六) 野史纂
略延寶四年

(五七) 右文政
事御代々文學表
慶長十一年

(五八) 野蘭譜
(五九) 米澤藩
學制

後、幕府にて剃髮の人をして、文學を主らしむるの風は、永く

(六〇) 送川和山集
年十四、今考一四
府十二、廿日、二
宗對馬守
百六十、野史二
讀六、先哲叢
書

收まりたれども、幕府の末まで、猶其痕跡を留めしは、五山の僧をして、對馬に滞在して、朝鮮往來の文書を掌らしむる一事あるのみ。此時の大儒を徂徠と伊藤東涯とす。徂徠は、明の李攀龍、王世貞の書を読み、感發する所ありて、盡く舊學を棄て、古文辭を以て古經の階梯とし、一家言を創立し、自ら復古學と稱して曰く、古言は、今言と同じからず、偏く秦漢以上の古言を采り、六經を詖味すれば、則ち宋儒の妄たる、章々として明なりと。遂に復、目を東漢以後の書に寓せず。又言ふ、孔子の道は、先王の道なり、其教は、則ち詩、書、禮、樂なり。子思、孟子が、諸子と争ひてより、降りて儒家者流と爲ると。銳意に聖學を以て自ら任じ、論語微、辨道、辨名を著し、宋儒を罵り、思、孟を詖る。聲名藉甚にして、一世を震撼し、文藝之が爲に一變す。徂徠、英氣高邁、卓犖不羈、眼、一世を空しくし、推す所あること罕

(六二) 先哲叢書

なり。其學、汪洋浩博にして、雅樂、象胥より、軍旅、法律に至るまで、精核ならざるはなく、其門生、名を成せる者頗る多し。東涯は、仁齋の子なり、博學強記にして、善く家學を修め、徂徠と並べ稱せらる。而して仁齋より東涯に及び、其子孫に至るまで、皆終身仕へず、學を家に講ぜり。此時の儒は、多く幕府及大名に仕へて、二百石、五百石を得るあり、或は一萬石を得る者もありしかど、家居する者は、多くは貧窶に苦む。以て、傍ら醫を業としたる者あり。仁齋の如きも、其少時に在りては、儒術未だ盛ならず、皆醫を貴ぶことを知りて、儒を學ぶことを知らず。其偶、儒を學ぶは、皆他日、醫と爲るべき資に供する者のみなれば、親戚、朋友、儒を棄て、醫を學ぶべしと勸めしことあり。仁齋の門人、並河天民は、東涯に伯仲する程の學生なりしが、嘗て謂ふ、此邦の儒者は、恒産なきに因り、岐、黃の術を兼

(六三) 古學文集、先哲叢書、卷四

(六四) 近世時人、卷五、先哲叢書、卷六

(六五) 春臺後
稿二 兼平田公
信前
(六六) 春臺前
稿四 後讀要領叙

ねざれば、其志を固くすること能はずと。因て儒を以て醫を
兼ねたり、當時、儒者の家居する状を見るべし。是より後、徂徠
の門人、太宰春臺の如きは、二百石以上の祿を以て自ら期せ
しに、之を得ざるを以て終に仕へざりき。春臺は、倭讀要領を
著して、訓讀の法を講ぜり。往時、邦人の漢籍を讀むや、多く訓
を用ひて、音を雜ふること少かりしが、漸々に多く音を雜ふ
るに至り、此に於て益、音讀を雜へしめて、以て片山兼山の山
子點、佐藤一齋の一齋點等の端緒を開けり。徂徠、春臺等の意
は、唐音を以て順讀せしめんとして、其著述及校合の書の上
木せる者は、多く訓點を施さざりしが、勢、已むことを得ずし
て、此訓點の法を論ぜしなり。さて綱吉の時、即ち元祿年間は、
國學、佛學、醫學を初として、百般の技藝、大に盛にして、各有名
の大家ありしが、殊に儒學は、大に行はれて、其著述は、多く漢

(六七) 先哲叢
談六 徂徠傳
選錄

(六八) 近世時
人傳一、先哲叢
談四

文にて之を録し、切に支那人の風を慕ひ、學事に従ふ者は、通
稱、名乗の外に、單名あり、字あり、號あり、複姓を修めて、單姓と
し、伊藤、加藤を省きて、並に膝とし、官名、地名も、學事上には、支
那の名に擬して之を改め、甚しきは、支那を稱して中華とし、
吾邦を稱して東夷とするに至る。夫れ是の如し。故に専ら支
那の學を攻め、我邦の故事に嗜き者あり。然れども、儒學の進
歩は、從前の比にあらざるなり。而るに、貝原益軒は、博學洽聞
を以て、其名、海内に重かりしが、姓質謙恭にして、人を愛し物
を濟ふを以て、要務と爲し、其著す所百餘種、皆有益の書にし
て、多く假名文にて之を書し、其語極めて懇切なれば、田夫、紅
女も、皆之を便とせり。而して又、經學に達くして、寛文中、近思
錄備考、小學備考を著せり。我邦の儒生の、經傳の註解を、哀輯
すること、此を始とす。

(六九) 折養榮

東山天皇の寶永の末に家宣綱吉に繼ぎて征夷大將軍と爲る。家宣久しく藩邸に在りて、幼より學を好み、新井白石を以て侍讀とし、職に就くに及びても、少しくも衰へず。白石が講筵に侍すること十九年にして、千二百九十九日なりと云ふ。其勤學此の如し。然れども在職日淺くして、教育の事に於て、大に爲す所あること能はず。白石は、木下順庵の門人にして、該博を以て稱せられ、家宣の眷遇を受け、祿千石を得て、事巨細となく、參預せざるはなし。最も和漢古今の典故に通じ、經世を以て自ら任じ、著述する所、三百餘種にして、有益ならざるはなく、其見る所、時輩に超出して、専ら支那の事に拘はる者の比にあらず。順庵は、教育に長じければ、成徳達材の者、多く其門に出でたり。而して白石と室鳩巢とを以て其冠とす。中御門天皇の享保元年、吉宗、征夷大將軍と爲る。吉宗は、徳川

(七〇) 先哲叢談五

(七一) 先哲叢談三
(七二) 栗山文集
(七三) 泰平年
(七四) 有徳院

殿御實紀附錄
十、江戸土産、元
徳江戸繪圖

(七五) 成徳四

歷代中にて、中興の賢主と稱せられし人なり。大に家人に學を勸め、林氏の徒弟は、皆昌平坂學舎にて書を講ぜしめ、其他各門の儒臣は、高倉屋敷にて講義せり。然れども昇平の久しき、人の遊惰に流れしを以て、高倉屋敷の如きは、旗本の武人、絶えて其席に廁らず、之を聽く者は、醫者、町人のみなりき。徂徠之を論じて云く、是れ其宜しきを得ざるに由るなり。其教員は、講義を以て務めざるべからざるの職分として、眞心に出でざるが故に、教誨すること、極めて疏なり。故に聽く者も、講師を煩さんことを恐れて、一たび聽きて後に、更に疑義を質することなくして、竟に私塾の師の情意相投ずるに如かざるなりと。然れども大體より觀るときは、世人多く學問の貴ぶべきを知りければ、文學益盛にして、大名の中にも、加賀の國主前田綱紀の如きは、篤く文學を好み、意を國政に留め

(七六) 有徳院繪圖
七上、有徳院繪圖

殷御實紀附錄

(七七) 有徳院
殷御實紀附錄一
ノ一二、泰平年
表、保七年、同
八年

賢良の名を馳せたり。時に吉宗は、治を爲すに汲々として、儒教を以て化を輔けんとしければ、鳩巢(ホウサウ)に命じて、六諭衍義大意、五常和解、五倫和解を作らしめ、之を江戸の手習師匠に賜ひ、童蒙の手本と爲さしめたり。此時、武藏國島根村の醫人、幕府の法令を寫して、手本としたるも、時勢に由りて然りしなり。此時に方り、徂徠の徒、争ひて朱子の學を攻撃しければ、鳩巢は、朱子學熱心の人にして、力を極めて朱子學を防衛し、仁齋、徂徠の學を稱して、僞學と爲して之を排撃せり。是より朱學と他學と相容れざること氷炭の如し。

(七九) 先哲叢書
八井上蘭齋
傳、有徳院殷御
實紀附錄一一

桃園天皇の世、徳川家重の時には、人多く徂徠、春臺の學を以て、韓、商の學に依り、六經を誤解すと爲して、之を排撃せり。而して之を首唱せし者は、井上金峩(イノエ)なり。金峩の學は、一家に偏せず、漢、唐の註疏、宋、明の諸家を折衷して、穩當なるを選択せ

(八〇) 泰平年
表、續三王外記

(八一) 先哲叢書
談後編七

り、因て之を折衷學と稱す。此學風、盛に行はれければ、業を關東に唱ふる者、務めて穿鑿を爲して、徂徠の輩を壓倒せんと欲し、先儒謹嚴の風、地を掃ひて盡きたれども、其博學洽聞なることは、遠く元祿、享保の儒流に超過せり。金峩の、江戸駒込に居るや、家極めて貧しかりければ、其價を定め、吉祥寺の僧の爲に、經史を賣講せり。是より後、帷を駒込に下す者、皆之に倣ひしと云ふ。吉田篁墩は、金峩の門人なり。専ら漢唐の學を奉じ、首として考據學を安永、天明の際に唱ふ。是に於て、人争ひて、元明以上の古鈔影本を搜索して、考據の資と爲せり。

(八二) 先哲叢書
談後編一二

(八三) 文恭公
實錄
(八四) 樂翁公
傳

(八五) 續三王
外記

光格天皇の天明七年、家齊、征夷大將軍と爲る。時に年十五歳なり。松平越中守定信を以て、老中の首班とし、専ら政事を執らしむ。定信は、吉宗の孫にして、家齊の從祖父なり。吉宗の後、家重は、多病にして、懦弱なり。家治は、幼にして、穎悟なりしか

(八六) 田沼一
作 先哲叢書續
編一 一 原狂齋傳
傳 文恭公實錄

(八八) 昌平志

(八九) 無遺
事 九〇 無遺
文恭公實錄 續
傳 八下
(九一) 燕草
野史
(九二) 先哲叢
書續編 八
續編 八
續編 八
名古原平洲
古原平洲
古原平洲

ど、老中田沼意次に專任せしに、意次、將軍の治亂興敗の跡を
知り、己が疎斥せられんことを恐れて、書を讀ましめず、弊政
百出、紀綱益弛みしに、定信、偉度明敏にして、博く和漢の典籍
に通じ、人材を擢て、猾吏を祛きければ、宿弊一洗して、紀綱之
が爲に煥然たり。是を寛政の治と稱す。家齊も、固より徳川歴
代中の偉人なれば、定信と心を協せて、柴野栗山、古賀精里、尾
藤二洲等の鉅儒を用ひ、學校の制を釐革し、大に心を學事に
用ひしかば、大名も之に倣ひて、學校を建つる者あり。當時の
大名には、細川重賢、島津重豪、上杉治憲、徳川治貞の如き、皆賢
良の譽を馳せ、學を好む者も少からず、有名の儒者も亦多く
出でたり。細井平洲は、尾張の國主徳川宗睦に仕へたり。時に
此藩にては、郡郷に講舍を建て、學校より出て、教諭せしめ
しに、平洲の循行するや、農夫、百工より、馬隸、村媪の輩まで、講

(九三) 先哲叢
書續編 五

(九四) 先哲叢
書續編 六
傳 同 四 山 紀 實

舍に會集して、毎に數千人より萬餘人に至りしと云ふ。其孝
經、論語等の書を講説するに、其旨を敷演し、和漢を錯綜し、人
倫の本を論じ、治道の要を辨じ、教授すること懇到なれば、聽
く者感歎喜悅して、流涕せざるはなく、愚夫、愚婦も、呼びて大
慈悲の活如來と爲し、之が爲に善に趨きし者多し。是れ眞に
講説に善き者なり。是より先き、岡島冠山の講義は、専ら時勢
目撃の事を述べて、人をして聽くことを喜ばしめたり。と雖
も、是れ唯欠伸を生ぜざらしむるのみにて、平洲の盛なるに
及ばざりしなり。家齊は、在職五十年にして、徳川氏に於ける、
最も久しき者とす。其間、學事益熾にして、栗山等の外に、山本
北山、皆川淇園、龜田鵬齋、太田錦城等の許多の名儒あり。時に
朱熹の説を駁する事盛に行はれしかば、栗山等の建議に由
りて、異學を禁ずるの議あり。其學の相軋轢せしこと、此の如

傳、徳川禁令考
一四ノ六二
山陽道
山陽行狀
九五

し。頼山陽は、學世の儒者、心を支那の事に専らにして、我國の事を放棄したる者多き中に於て、意を國史に潛め、且經世の業に志して、日本外史、日本政記、新策、通議等の撰あり。外史の出てしや、盛に海内に行はれて、人として喜びて讀まざるはなく、漢學生の略、吾邦の事を知ることを得しは、或は此書の力に由れる者あらん。漢學生の傍ら吾國の史乘を讀むに至りしも、亦此書預りて功ありしならん。是より先き大日本史の撰ありと雖も、其書浩瀚にして得易からず。其他漢文の史多しと雖も、其文も其識も、皆外史に及ばず。且當時の漢學者は、多くは假名の文を誦讀することを屑しとせず。是れ外史の大に行はれし所以なり。又其人と爲り、氣節を尙び、尊王敵愾を以て主としたれば、勤王の説を唱へし者の資と爲りしこと多し。當時文學益盛にして、戸々に讀書の聲を聞くが如

(九六) 狩谷敏
市野
北野
市野
敏ノ指ス

(九七) 草茅危

(九八) 櫻井平

くに至りしかば、工商にも讀書人ありて、執業の暇、或は著述を以て事とする者あり。然れども幕府の儒者を遇すること重きを加へざる者あり。當時士人の、農夫、工商を遇すること、奴婢にも及ばず。或は其藩の制に依り、遂に士人に遇へば、展を脱し拜伏するあり。士人は、名字を稱し、帶刀すれども、農夫、工商は、固より帶刀するを得ず。名字を用ふることを得ざるなり。然るに浪人儒者の、民間に在る者の、戸籍に登るや、往々醫名に託して、名字を用ひ、或は工商の名に託して、名字を用ひず、屋號を稱して、僦居するあり。而して常に大名、旗本の家候するか、又は宿坊屋と稱して、寺院の證を得るかにあらざれば、帶刀することを得ざりしなり。以て其狀を見るべし。仁孝天皇の天保八年、家慶、征夷大將軍と爲る。時に昇平の久しき、人多く奢靡を事とし、紀綱大に壞れしかば、水野越前守

(九九) 慶應平
年天保十二年
五月
(一〇〇) 慶應
平年天保十四
年三月

(一) 經濟同書
卷四

(二) 宗隆存稿

(三) 續泰平年
表

(四) 續々泰平
年表、嘉永明治
年間二

忠邦を以て老中とし、寛政の政に法らんとし、勵精治を爲し、奢を禁じ儉を行はしめ、手習師匠に命じて、風俗を正し、忠孝を訓じ、政理を輔くる任を負はしめ、幕府の法令、及實語教、大學、小學、女今川、女孝經等の類を以て、手本と爲さしむ。是れ一般の人民は、書を學ぶに止まりて、別に書を讀まざればなり。此時も、邊陲の地は、尙手習師匠を寺子屋と云ひ、入塾するを登山と云ひ、歸省するを下山と云ひしは、寺院に就學せし時の言を襲用するなり。而して眞に寺院に學ぶ者もなきにあらず。忠邦は、學を好み、鹽谷宕陰を其藩に用ひしが、其政を爲す、頗る苛細に涉れるを以て、終に職を褫はれ、地を削られ、幕政も、是より漸く振はずして、教育の事も、終に荒れり。孝明天皇の嘉永六年、北亞墨利加の使人、相模國浦賀港に來りて互市を乞ふ。是に於て海内の大勢大に變ず。是歲、家慶薨

(五) 東京府政
官制、安政
元年十二月

(六) 創公行實

(七) 經濟同書
卷七

(八) 嘉永明治
年間、近世事

じて、家定嗣ぎ、北亞墨利加、露西亞等の各國と條約を結ぶ。是に由て攘夷、鎖港の論、盛に起りて、海内騷然たり。是より徳川氏の世を没ふるまで、武術を尙ひ、洋學を主とし、儒學爲に衰ふ。而して大名の中に於て、主として尊王攘夷の説を唱へたる者は、徳川齊昭なり。齊昭は、光圀の後にして、學を好み、武を尙ひ、盛名一時に赫々たり。其學は、神を敬ひ、儒を崇び、文武を兼習し、世事に應ずるを以て主としたれば、諸藩翕然として、其學風に倣ふ者多く、其尊王の説は、維新の鴻業に於て、裨補する所、淺鮮ならず。其藩にも、會澤正志齋、藤田東湖、豊田天功、青山拙齋の如き、碩學有用の人に乏しからずして、終に世人をして、水戸の人に遇へば、必ず學者ならんとの感を懐かしめたり。安政五年、家茂嗣ぐ。文久二年に、安井息軒、鹽谷宕陰、芳野金陵

清二、近世先哲
（九）泰平年表
五文五年先哲
五文後編二

（一〇）嘉永明
治年四錄一〇文
久元年六月廿二
日
（一一）嘉永明
治年四錄一五頁
應二年四月

印刷
（一二）逸史

（一三）右文放
事御本日記續錄
（一四）豐臣秀
吉傳、武徳編

を以て儒者とす。息軒は古學者にして、其餘も純粹の朱子學者にあらざり。徳川氏にては、専ら朱子學を尊び、靈元天皇の寛文六年には、山鹿高祐が聖教要録を著し、朱子の學を駁し、之を刊行するを以て、幽囚せられ、光格天皇の世にも、異學を禁ぜんとせしに、今俄に是の如きは、亦時勢に由るなり。此時は、既に大舶を造るを聽し、外國に遊ぶを聽したれど、支那に遊學する者も有らざりき。

徳川家康曾て謂へらく、人倫の道、明ならざるに由り、應仁以還、君臣相虐し、父子相賊し、喪亂止む時なかりしなり。此理を覺知せしめんには、書籍を除きて、他に求むべきなし。書籍を刊行するは、仁政の一端なりと。因て慶長四年、即ち秀吉薨せしの明年を以て、孔子家語を印刷し、其明年に、貞觀政要及三略を印行せり。時に關原の役の前に在りて、家康は、大老の首

年集成

（一五）右文放
事御本日記續錄
（一六）右文放
事慶長勅版考

（一七）右文放
事御本日記續錄

（一八）知不足
齋叢書

に居り、政事を執りしかど、尙豐臣氏の下に居り、互に鮮隙を伺ひ、頗る危険の地に在りながら、學事に鞅掌すること此の如し。關原の役後には、更に盛に刊書の舉ありて、吾妻鑑、周易等の書を刊行せり。是より先き、後陽成天皇は、慶長二年を以て、勅して錦繡段を印刷し、其四年に、日本紀の神代卷を印刷し、世に之を勅版と云ふ。謂ふべし、君臣、心を同じくして、力を教育に用ひたりと。而して天皇の舉は、實に徳川氏の先鞭たり。以上舉ぐる所は、皆木版活字なり。然るに家康は、元和元年に、銅版活字にて、又大藏一覽を印刷せり。我邦、銅版の活字ある、此に始まる。其翌年、又群書治要を印行す、亦銅版なり。群書治要は、支那にては久しく逸せしが、此内に收めたる鄭玄の註の孝經も、支那に亡びしを以て、支那人之を獲て刊行せり。家康は、是より先きに、將軍の職を辭して、此年七十五歳にして

(一九) 右文故
事慶長刊版考

(二〇) 武江年
表正保年間記事

(二二) 先哲叢
談續編一

(二三) 近世時
人傳二

(二四) 官版書
籍解題略

莫逝せり。其老態に至るまで、心を文學に用ひたること此の如し。朝廷にても、後水尾天皇は、元和七年を以て銅版活字にて、皇宋事實類苑の印行あり。亦上下協力せりと云ふべし。是より後、整版の書も、益多く世上に見れ、人漸く謄寫の勞を省くことを得たり。寛永正保の間に至りては、故書を賣買すること起りて、書を得ること稍易くなり、加ふるに支那人の舶齋する者も、漸く多かりければ、學者便益を得ること少からず。されども萬治、寛文の比にも、學者は、猶書を得るに難みて、經史百家の書、概ね舶來の者を以て、閱讀に充てたりしが、鵜飼石齋は、有用の書を翻刻するを以て、先務とし、許多の書に訓點を施して、世上に出だしたり。是より刊行の業益、盛にして、延寶の頃には、僧鐵眼と云ふ者ありて、大藏經を翻刻し、元祿、寶永の間には、益其盛なるを致し、其後幕府にては、多く書

(二四) 續泰平
年表

(二五) 泰平年
表
寛永二年十月
至天明十年十
月
ノ二年六月
ノ二年六月

幕府學校

(二六) 右文故
事御本日記續
會誌、續三才圖

(二七) 昌平志

籍を上木して、教育の用に供せしが、大名にては、其藏版數十部に過ぎざるを以て、天保十三年、十萬石以上の大名に命じて、大部の書を刊行せしむ。然れども其書は、多く唐本翻刻にて、吾邦の書を上木することは極めて少し。又刊行に就ても、其制極めて嚴なるを以て、有用無害の書も、此が爲に刑を被る者鮮からず。

徳川幕府の學校の大なる者を昌平坂學問所と云ひ、専ら幕臣に儒學を教ふ。初め慶長六年、家康、學校を伏見に設け、圓光寺と名づけ、僧俗に學を勧めしは、實に徳川氏建學の創始にして、是より三十餘年を歴て、寛永七年、家光、江戸忍岡の地五千三百五十三坪を林羅山に賜ひ、興學の地と爲せり。是れ昌平坂學問所の原始なり。羅山、因て書院、塾舎を築きしが、尾張の國主徳川義直、其地に即て、廟宇を營造し、孔子の像を安す。

(二八) 鶴岡文
集 弘文館家範式

(二九) 昌平志

是より幕府にて修理を加ふるあり、大名より祭器を納むるありて、稍盛大に趨けり。寛文三年、家綱、林鶴峯に弘文院の號を賜ふ。是に於て其書院を號して弘文館と云ふ。是より經科、讀書科、文科、史科、倭學科の五科を分ちて、生徒を教へ、幕府より生徒に月稟を給し、材木を賜ひて増築し、東西南北の四塾とす。貞享四年に、綱吉、林鳳岡に弘文館學士の號を賜ふ。元祿三年に、幕府にて弘文館を移して、湯島坂上六千坪の地に建て、其坂を名けて昌平と云ひ、孔子の殿を大城と云ひ、總稱して聖堂と云ふ。時に綱吉、大成殿の額を寫し、林氏に賜ひ、林氏をして世々祭酒たらしむ。是より前は、林氏の私塾なりしが、始て幕府の學校と爲し、大名に命じて、常に消防に備へしむ。是に於て大小の諸藩、禮器を製し、經籍を購ひ、其舉を賛成し、且慕倣して學校を其領地に立つる者多し。其翌年、廟宇落成

(三〇) 幕府學校

(三一) 昌平志

して後、釋奠の日に、綱吉親ら經義を此に講ぜり。是より後、綱吉は、聖堂に詣り、講義せしこと數次にして、林氏に於て賜賚極めて厚くして、其家人、門生に及び、且之に宴を賜ひて、自ら起ちて猿樂を舞ひしことあり。廟宇落成の年、鳳岡、經を仰高門の東舎に講ぜしに、聽く者凡て三百餘人にして、士庶皆預りしかば、舎中に容るゝこと能はずして、地に席して、聞く者あるに至りしと云ふ。經を仰高門の東舎に講ずること、此に始まる。仰高門は、大成殿の外門なり。寛政二年、徳川家齊は、老中松平定信の言を納れ、柴野栗山、岡田寒泉を辟して、儒員とし、林氏に屬して、並に學政を佐けしむ。栗山は、徳島藩の儒員なり。幕府にては、藩臣中に學力に富める者あれば、擢て、我儒員とすること毎にあり。是時、林氏數世相繼ぎ、學政弛廢し、宿弊多し。是に於て、鳳岡の玄孫錦峯は、栗山等と議し、規約を

立て、之を矯正せしかば、四方の生徒稍來學せり。初め家綱、鵜峯に命じ、史館を忍岡に開き、本朝通鑑を編輯せしめ、月糧九十五口を給し、以て史生の支養に充て、修史既に成りて後に、之を以て林氏塾生の支糧と爲し、學校を昌平坂に開くに至り、更に校生の學糧と爲し、が是に至り、特に五口を加へ、前に合はせて百口と爲し、之を生徒に支給し、其餘を以て講書の資と爲し、別に三十口を錦峯に賜ひ、以て其塾糧に充つ。林氏にあらざる儒員の學政を佐け、及學生并に林氏の家塾に各支糧を給すること、此に始まる。此時、又尾藤二洲、古賀精里を召して儒員と爲せり。是に於て儒員等、盛に講義に従事し、始て經義、史學、時務、作文の四科を以て試験を行へり。所謂學問吟味なり。寛政五年、幕府特旨を以て、岩村藩主松平能登守乘蘊の男衡に命じて、錦峯の後を承けしむ。衡は、述齋と號

(三三) 後陽成
幕府學校

(三三) 昌平志

し、頗る學を好み、林氏の中興と稱せられ、學校釐革の事に於て、大に功ありしと云ふ。此年、更に學政を評定し、學規を立てたり。凡て生徒たる者は、篤實退讓ならんことを要して、決して國政を議することを得ず。其業を修むるや、經史、作文を問はず、各其材に因りて成就せしめ、四書、小學を以て、必ず研究すべきの書とし、敗俗非聖の書を読むを禁じ、新奇恠異の説を爲すを禁ぜり。毎歲、程に準じ、各其成否を試み、三年成らざれば、乃ち之を黜去す。而して僧徒、工商の如きは、入學するを許さず。其内、工商は、篤學にして、其本業を棄つる時は、特に生徒の末に齒するを許せり。又始て童科を試みる。即ち素讀吟味にして、毎歲一試するを定例とす。寛政九年、學校の制を改革す。是より先き教育するに、士庶を限らざりしに、是に於て生徒を放ち、職員を罷め、幕府の人のみをして、講肄せしめ、學

問所と改稱し、林氏の祿を加へ、其塾の糧三十口を改め、學糧を増して百三十口とす。初め林氏の學校を陞せて、幕府の費舎と爲すや、仍ほ故轍に循ひ、稍半官半私の姿を存せしに、是に至り純然たる公庠と爲る。寛政十一年、大に工役を興し、新廟を建て、學校を増築す。其規畫、一に明の制に倣ひ、裁するに時宜を以てす。其工造の盛なること、近古未だ有らざる所なり。初め徳川(三三)光圀、明人朱舜水に諮問して、孔廟の木様を造りしが、今此に依ると云ふ。是(三四)に於て市坊を除き、街陌を轉じ、第宅を移し、寺觀を撤し、以て廟宇の地を増す。其廣袤、舊區を合はせて凡て一萬一千六百餘坪にして、大成殿あり、聖堂と稱す。廳堂あり、座敷と稱す。講堂あり、稽古所と稱す。學舎あり、寮と稱す。儒員の官宅あり、馬場あり、矢場ありて、其制大に備れり。今近世の景況に依りて、此學校の制を記せん。一歳の費

(三四) 弘道館
朱氏談
(三五) 昌平志

(三六) 徳川禁
令考

用は、千石百三十人口を以て定額とし、林氏を以て總教と爲せども、唯之を總轄するまでにて、講義、輪講等の事は、儒員及教授方出役等にて之を爲せり。儒員は、四五人ありて、二百俵の世祿を賜はり、別に手當十五口を給せられて、其身分、旗本たり。教授方出役は、別に本務ありて、教授を兼ねる者ほて、其身分には、旗本あり、家人あり。此外に、奥儒者あれども、將軍の侍讀と爲り、將軍近侍の者を教授するを掌りて、學校に關係せざるなり。又文久二年に、學問所奉行を置き、大名二人を以て之に充て、林氏の上班に居り、學政を司らしめしが、時に海内事殷にして、學務の施行に暇あらざるを以て、僅に三年にして之を廢せり。此學校の生徒は、寄宿あり、通學ありて、束脩謝儀なし。而して幕臣たる者をして、必ずしも此に學ばしめずして、皆其自由に任せたり。通學に二種あり。一は句讀生に

て幕臣たる者、毎日、稽古所に至り、教授方出役等の教授を受く。其讀む所は、小學、四書、五經なり。一は寄宿寮の南樓に、房を得て通學する者にて、之を寄宿並南二階通稽古人と稱す。寄宿に二種の寮あり、一を寄宿寮と云ひ、一を書生寮と云ふ。寄宿寮は、三字ありて、二字は、旗本の寓する所、一字は、家人の寓する所なり。而して書生寮は、諸藩士并に處士の寓する所にして、舍長あり、五口俵、及盆暮手當金三兩づゝ給せられ、寮生を監督す。助勤二人あり、各三口俵、及盆暮手當金二兩を給せられ、舍長を助く。經義掛、詩文掛各二人あり、寮生の講義、會讀、詩文に關する雜事を掌りて、手當金あり。此寮は、二字にして、生徒は、舍長以下四十四人を以て定員とす。初め學校の制を改革するや、幕臣のみを薰陶する處と爲したれど、尋て學校構内なる儒員官宅の塾生、漸く増加して、容るゝこと能はざ

(三七) 寄宿寮
規則、書生寮規則

るに由り、學校内に新に寮を建て、其生徒を居らしめたり。書生寮此に始まる。書生寮の生徒は、入寮の時に試験を要せざれども、林氏の門人、若くは本校儒員の門人に限る。故に其門人ならずして、入學せんとする者は、新に其門人と爲るなり。然れども立校の主意にあらざるを以て、之を遇すること厚からずして、皆其食料を自辨せしむ。寄宿寮の生徒は、寛政以來、三十人を限りしが、天保に至り、増して四十八人と爲し、之に日食、炭、油を給し、疾あるときは、醫藥を賜ひ、待遇極めて優渥なり。但し其入學する者は、旗本は、四書、五經の素讀を試験し、家人は、四書の講義を試験し、入寮の後、讀書の餘暇には、武藝を學ぶことを得れども、横文の書を繕くことを得ず。さて寄宿の期は、寄宿書生二寮共に一年を限り、滿期の後は、更に許可を得て入學するなり。又講義、輪講の事を言へば、稽古

所には、一六の日に、經書等の講釋、二七の日に輪講あり。會頭は、儒員にして、寄宿寮、及南樓、書生寮の生徒皆之に預る。寄宿寮の南樓には、毎日通學生の爲に、輪講、會讀ありて、儒員、及教授方出役等會頭と爲り、寄宿寮の生徒も、亦預ることを得るなり。寄宿寮の北樓には、四九の日、經書等の講釋あり、幕臣三千石以上の者之を聽く。其日、又座敷の講釋あり、旗本、家人皆其席に列す。其講師は、並に儒員及教授方出役等にて、寄宿寮の生徒は、其家の子弟の名を以て聽講することを得るなり。又仰高門の東舎に於て、毎日四書の講釋あり、士農工商の別なく、輿り聽かしめ、姓名を幕府に上らしむ。初め鳳岡が、此舎に於て、講を開きてより後、吉宗吉宗の時には、林氏の門生をして、講釋せしめしが、後に旗本の子弟、及家人の教授方出役等にて之を爲せり。而して書生寮の生徒は、毎月三次、儒員の官宅

に向ひ、講釋、會讀の席に列するを例とす。又稽古所に、一年に二回の詩會、四回の文會ありて、寄宿寮、及南樓、書生寮の生徒皆出席し、茶果飲食を賜ふ。又其試験の事を言へば、三八の日には、寄宿寮生徒の小試ありて、其講義を試み、春秋に、大試ありて、寄宿寮生徒、南樓通學生の講義、辨書、和解、問目、作文を試み、甲乙二科の者に、官版の書籍を賞す。此外に、素讀吟味、學問吟味と稱する者あり。凡て幕臣たる者、皆之に應ずることを得て、目付之に臨場す。素讀吟味は、十七歳より、十九歳までを限り、小學、四書、五經中、一經ごとに一處を試み、小學は、多く山崎點を用ひ、其餘は、後藤點を用ふ。無點本にて、試験を受くる者は、身分に拘はらず、餘人より前に試みらる。而して甲乙科を分ち、旗本の甲には、丹後編三端、乙には、二端を賞し、家人の甲に、白銀三枚、乙に二枚を賞す。但し未だ十七歳に至らざる

者は、十七歳と稱して、試験を受け、其落第の者は、翌年再び試験を受くることを得。學問吟味は、三年を間て、一度之を行ひ、初場より三場までは、經書の辨書なり。初場は、小學内外篇各一箇處、第二場は、四書の内二箇處、第三場は、五經各二箇處合はせて十箇處の内にて、二箇處を試験す。辨書は、經義を筆解し、章意、字訓、解義、餘論を具する者にして、章意は、一章の大意を解釋し、字訓は、字義を解釋し、解義は、次序を逐ひて、全章の旨意を解釋し、餘論は、更に自己の論説を陳ぶるなり。第四場は、左傳、國語、及史記、前後漢書、通鑑綱目、資治通鑑等の歴史の中に就て、各書より和解一題、問目一題を出だし、和解、問目各一通を筆記せしむ。以上は、皆假名文にて、唯意の通ずるを取りて、文の巧拙を問はず。第五場に、論策の漢文各一通を試みる。凡そ此五場の試験には、席上に紙筆を給し、各をして自

ら寫さしめ、諺解の如き書を挾み、及口を以て授受するを禁じ、辰刻に試に就き、暮に及びて卷を收む。而して甲、乙、丙の三科を分ち、旗本の戸主の甲は、時服二領、乙は、卷物三卷、其子弟の甲に、白銀十五枚、乙に十枚、家人は、戸主子弟の別なく、甲に白銀十枚、乙に七枚を賞し、並に之を幕府に召し、老中より褒詞を加へ、丙は、其職の長たる者、褒詞を傳達す。書生寮の生徒には、都て試験なく、同志切磋するを修業の目的とす。此學校は、寛政、天保を以て最も盛なりとす。慶應の比に至りては、書生寮の如きは、生徒犯則の者絶えずして、退寮する者日に多く、寮内爲に寂寥たり。

幕府の學校には、昌平坂學問所の外に、徽典館、明新館等ありて、漢學を教へ、開成所ありて、洋學を教へ、醫學館、醫學所ありて、醫學を教へ、陸軍所、海軍所ありて、兵學を教へ、和學講談所

(三九) 幕府

ありて、國學の爲にせり。
甲府の徳典館は、寛政年間の創立に係り、此地に勤番せる旗本、家人の子弟等を教授する所にして、平民は、請願を待ちて、入學を許せり。而して天保十四年、之を再築してより、漸く盛大に趨けり。此學校には、通學生のみにて、束脩、謝儀の事なく、旗本、家人の學頭各一人ありて、昌平學校の教授方の内より、毎年交代して之に補し、教授を司り、毎朝辰刻より素讀生を教へ、夫より輪講、會讀等の事ありて、午刻に至りて止む。其輪講と會讀とは、毎日之を行ふにあらずして、日を定めて之を爲すなり。又講義あり、二七の日は、幕臣をして聽聞せしめ、三日の日は、平民有志の輩も、之を聞くことを得、毎日別席の講義は、士庶をして縱聽せしむ。素讀には、毎月一次の試験あり、益暮に至り、各月試業の成績と、出席數の多寡とを檢し、三等の

差を立て、賞賜す。又春秋二季に、經書の辨書等の試験あり。其成績を幕府に報じ、亦昌平坂學問所の審査を経て、之に官版の書籍を賜ふ。春秋には、又素讀生の四書以上を卒へたる者をも試みるなり。又幕府の目付巡視して試験するあり、即ち毎年一回、四書、五經、小學を讀み了へたる素讀生を試み、三年に一次、經書の辨書等を試みる。經書の辨書等の試験の題は、昌平坂學問所より回付する所にして、試験の後には、幕府より旗本、家人を分ちて、之を賞す。其賞與品は、昌平學校の制の如し。而して平民は與らず。又此館内には、別に一處を區畫し、醫學所を設け、勤番醫士、町村醫をして、常に醫書を講ぜしむ。さて甲斐國は、一般に幕府の領する所にして、各郡に教諭所、筆學所あり。是れ有志者の集金を以て成り立つ者にし。幕府の許可を得て、教員を置き、其近傍の子弟に經史の一

(四〇) 明新館
公用向控

班を教ふ。其他、代官所にて、干與する學校あり。
駿府明新館は、安政五年の創立に係り、幕臣及藩臣、農商の入
學を許し、昌平坂學問所より、教授方一人交代して、學頭と爲
る。試験法等、概ね徽典館の如し。

(四一) 日光學
問所一件留

日光學問所は、在地の幕臣、及輪王寺の僧侶、祠官、伶人、農工商
の有志の輩を教ふる所にして、文久二年、始て昌平坂學問所
より、教授方一人を遣し、交番せしめて、學頭と爲せり。

(四二) 佐渡往
復一件留、修教
館學制

佐渡國修教館は、文政八年の創立にして、雜太郡相川に在り。
旗本、家人、地役人、及醫師等の入學を許し、其講義は、士民の別
なく、之を聽かしめ、生徒には、通學の外、寄宿三四名あり、束脩
謝儀なし。天保元年に至り、州士の長男、初て就職を望むとき
は、先づ之をして館に入りて、讀書、及書算を勤めしめ、更に試
驗を行ひて、始て見習を命ずる事と爲せり。

(四三) 長崎見
聞館、先民傳、長
崎聖堂學制

長崎聖堂は、一名を明倫堂と云ふ。正保四年、醫生向井元升が、
立山書院を創立せしに本づく、中間、火災に罹りて後に、延寶
四年、長崎奉行牛込忠左衛門勝登、之を再建し、元升の男元成
を延きて、祭酒と爲してより、向井氏、常に學政を司れり。此學
校は、生徒に束脩あり、謝儀あり、士農工商の別なく、都て入學
するを得。天保八年には、奉行より聖堂月次の講釋には、農工商
に至るまで、執業の暇に、參聽すべき旨を命ぜり。其學科は、
漢學、和學、醫學の三科にて、試験には、素讀、學問、講義の三種あ
り。當港の塾生は、皆之に預ることを得るなり。其内、學問の試
験は、三年ごとに、一回行ふことにて、幕府より賞與あり。講義
の試験は、一月に一回之を行ひ、受験志願の者は、皆之に應ず
ることを得て、奉行之に臨めり。又唐音勤學會ありて、唐通事
の子弟の爲に設くる所なり。然るに此學校は、明治元年、廣運

館の開設ありて、國學、漢學、英學の三局と爲し、二年、漢學を向井氏の私宅に移し、國學局と稱せしが、四年に至り、終に廢せらる。

此餘、奉行、郡代、代官の治むる所の地に、學校を設くること尙ほ夥しく、皆漢學を奉じて、昌平坂學問所の制を以て、模楷と爲せり。

幕府にては、享保の初年を以て、平人等の爲に、學校を京都、江戸、大坂に置かんとして、之を令したるに由り、菅野彦兵衛、江戸深川に於て地を賜はり、教授所を建て、平民始て講習の所を得たり。此時、中井整庵、大坂に於て地を賜はり、懷德堂を立て、より、子孫相繼ぎて、經義、文章の別なく、皆之を教授したり。天保十三年に至り、幕府にて學問教授所を江戸麴町に建つ。是れ菅野彦兵衛の例を逐ひたる者にて、教授者に手當金

(四四) 有徳院
御實紀附録二一

(四五) 致字苑
御實紀附録二一

(四六) 續昌平
年表四

(四七) 德川
令學事同所奉行

(四八) 文書
表續上、卷平中

(四九) 右文
事御代々、文書
年表、二年、卷平

(五〇) 開成
校沿革、取調書

(五一) 續々
平年表、嘉永
治年表、續
(五二) 開成
校沿革、取調書

を興へ、素讀を主とし、傍ら講義に及ばしめたり。又幕府にては、文久の比、小學校を江戸及郡邑に設けんとしたりしが、終に行はれざりしと云ふ。

和學講談所は、江戸六番町にあり。寛政五年、塙保己一の建つる所なり。幕府にては、其費用の爲に、別に地を賜ひ、之を林氏に屬し、國書の事に就きて調査すべきあれば、毎に之を講談所に命ぜり。吉宗の時、下田幸太夫師古に國典に係れる調査を命ぜしかども、保己一の如くには盛ならざりしなり。

開成所は、安政二年に、徳川家定、洋學所を江戸九段坂の下に建て、同三年、蕃書調所と改稱し、箕作阮甫、杉田成卿、川本幸民等を以て教授とし、和蘭の學を教授せしめしに起り、同四年、開校の式を行ひ、始て生徒に教授す。始は幕士のみを入學せしめしが、後には諸藩士の入學を聽せり。萬延元年に至り、之

(五三) 武江年
表、近世事情
(五四) 開成學
校沿革取調書

(五五) 嘉永明
治年間錄

(五六) 洋學年
表

(五七) 嘉永明
治年間錄

(五八) 時選續
我書續錄、孝平
年表、明和二年、
同寛政三年、皇
國名體傳前編、音

を小川町に移し、英、佛兩學を加へ、化學の一科を置き、又獨魯
兩語學を加へ、文久元年、物産局を設け、同二年に、一橋門外護
持院原に移し、洋書調所と改稱し、同三年に、更に開成所と稱
し、數學局を置く。而して儒者林氏の下に隸せしが、慶應元年、
改めて陸軍奉行の所管とし、學科に理學、化學を置き、同二年、
外國奉行の所管とし、始て蘭人を招聘して、教師とし、同三年
に至りて、全く外國教授法に依りて、學制を設けたり。此餘、幕
府にて、洋學の爲に學校を建てしは、文久三年、長崎に語學所
を置き、清、蘭、佛、英、魯の五國の語を講習せしめ、後に改めて濟
美館と稱し、慶應二年に、英、佛學傳習所を横濱に置きしが如
きは是なり。

蓋館の制たる、書庫あり、藥園あり、學舎あり、游息軒あり。學舎
は、常住の生徒の居る所なり、游息軒は、外來の生徒の講書の
間、覆審する所にして、上の間を幕府の醫員の坐する所とし、
中の間を諸藩の醫員の坐する所とし、下の間を町醫の坐す
る所とす。此外に都講學舎、教授學舎等あり。其教導の方は、本
草經、素問、靈樞、難經、傷寒論、金匱等の書を、毎日輪講せしめ、都
講、之を折衷し、更に經絡、鍼灸、診法、藥物、醫案、疑問の六條の會
を設け、都講、之を教導す。診法は、鄙賤の治を乞ふ者あれば、都
講先づ診して、其後、諸生をして之を診せしむ、其習熟を欲す
るなり。元孝の子安元の時に至り、明和五年、幕府より町屋敷
を賜ひ、學館維持の資を助く。安永元年、火災に罹りて後、幕府
より江戸府下の醫をして、毎年二匁以下の寄附銀を納れし
め、更に其規模を大にし、天明四年より、年内百日間、府下の名

林維新

醫數人相集りて講義し、又金峯、眞嶺、鷹齋、錦城等の諸名儒の
 儒書の講義あり、又施藥して診治の法を習はしむるあり、醫
 案會あり、疑問會ありて、教育の方、具備せざるはなし、此百日
 教育の事は、僅に四箇年にして廢せり、凡て學館の費用は、寄
 附銀あり、助成地ありと雖も、給足するに至らず、況んや造樂
 の事、百日教育の事等に至りては、其費少からず、皆私家の財
 を以て之を補ひしかば、家産爲に蕩盡するに至る。故を以て、
 寛政二年、幕府より再び町屋敷三所を賜ふ、其翌年、徳川家齊、
 竟に此館を以て公庠とし、年金百兩を給し、諸醫の寄附銀を
 停め、幕醫をして悉く此に學ばしめ、且考試を受けしむ、而し
 て安元の子孫をして世々其學政を司らしめ、其規模も概ね
 舊章に遵へり、此時より、町醫、藩醫の教育を停め、唯其聽講の
 みを聽せり、文化三年、災に罹りて、下谷新シ橋通に移る。

(五九) 皇國醫
 事、治平、小史、高永、明洋
 學、年、同、文、延、元、明、洋
 治、平、年、同、文、延、元、明、洋
 元、年、同、文、延、元、明、洋
 近、世、教、育、概、覽、

(六〇) 洋學年
 國、醫、事、治、平、小、史、

(六一) 蝦夷
 平、年、表、高、永、明、

醫學所は、江戸神田和泉橋通に在り、西洋方を教ふる所にし
 て、安政五年、伊東玄朴、竹内玄同等の八十餘人相謀りて、種痘
 館を江戸神田於玉ヶ池に建つるに起る。文久元年に、幕府、其
 資を佐け、規模を改め、教授職を置き、生徒の入學を聽し、西洋
 醫學所と改稱せしが、文久三年に、單に醫學所と稱せり、實に
 醫科大學の原始たり。
 精得館は、長崎に在り、松本良順が、幕府に請ひて、和蘭の法に
 倣ひ、病院を立て、養生所と名けしに起り、文久二年に、改めて
 精得館と云ひ、和蘭陸軍軍醫ホードインを聘して、教師とし、
 大に生徒を集めて、之を教習せり、是れ外國醫學教師を聘す
 る始にして、世初て醫學に、理化、解剖、生理、病理、藥劑、及外科の
 順序あるを知りしと云ふ。
 陸軍所は、安政三年、江戸築地に置き、銃隊を編成し、刀槍、砲術、

治年開校 嘉永明

(六三) 德川 兼

(六四) 嘉永明

(六五) 續々泰

(六六) 德川 兼

(六七) 嘉永明

(六八) 德川 兼

(六九) 嘉永明

水練等を習はしめ、之を講武所と名づけしに起る。安政五年に、新に練兵所を江戸深川越中島に開き、講武所の附屬とし、専ら銃隊訓練の用に供せり。萬延元年に、講武所を小川町に移し、文久二年、弓術、銃術、犬追物の演習を廢し、慶應二年、改めて陸軍所とし、陸軍奉行の所管とし、益、砲術を演せしめ、同三年には、撤兵士官學校を置き、佛國より教師を招き、十四歳より十九歳までの者を教へたり。海軍所は、安政五年に、軍艦教授所を講武所中に置きしに起る。講武所を小川町に移すに至り、其故地を舉げて、軍艦教授所とし、慶應二年に、改めて海軍所として、海軍奉行の所管とし、同三年、英國より教師を招きて、十八歳以下の者に、海軍術を傳習せしむ。是より先き、元治元年には、攝州神戸にも、亦操練所を立て、航海術を習はしめたり。

搦紳學校 (七〇) 十三朝 紀開、徳川禁令

諸藩學校 諸藩學校ノ事ハ 並ニ其藩學制取 調書ニ依ル

金澤

學習院は、京都に在り。仁孝天皇の世に、光格天皇の遺旨を奉じ、費用を幕府に課して、搦紳の爲に建てしむる所にして、弘化二年に、名を學習院と賜ひ、専ら四子、詩書の類を以て、教授の用に充て、搦紳の品行を矯正するを以て、目的とす。諸藩の學校は、皆其藩地に在り。多くは藩臣の士分以上の爲にしたる者にして、束脩謝儀を收めず、其教ふる所は、漢籍に雜ふるに、或は武技を以てしたり。生徒は、多くは通學にして、寄宿は、極めて少く、後には、教ふるに、洋學、國學を以てする者あり、其俊逸を抜きて、之に學資を給し、江戸及諸國に遊學せしむる者あるに至る。今其中に就て、大藩及著名の學制を舉ぐることに左の如し。而して、維新後の事の如きは、多くは載せざるなり。

金澤藩明倫堂は、寛政四年、藩主前田治脩が、其父重教の遺旨

を承けて建つる所なり。句讀師を置き、素讀を授くるの設ありと雖も、必ずしも箝束して此に學ばしめず、故に就學の期限なし。而して十五歳までを素讀生とす。士族の子弟たる者は、十五歳に至れば、必ず入學して、聽講、會讀に従事し、是を生徒、又は入學生と稱し、二十三歳まで、九箇年の間習學す。而して卒族に至りては、此に學ばずして、別に師を求むるも、禁ぜざるなり。此堂の學科は、和學、漢學、醫學、算術、筆道、習禮、歴史、天文、曆學、詩文、法律、本草にして、筆道は、各師範家に於て之を學び、定日に此堂に於て、淨書の批評を受く。漢學の試業は、一年二回、又は一回にして、問題を揭示し、其文義の筆答を爲さしめ、上等の者に書冊を賜ふなり。

經武館は、明倫堂と同時に治脩が立つる所なり。其學科に、弓術、馬術、槍術、劍術、柔術、居合、組打、軍螺ありて、安政元年に至り、

更に砲術を加ふ然れども、常に武術を此處に教ふるにあらず、皆各師家に就きて練習し、定日に師範と共に其術を此に演ずるなり。

此兩學校は、其初は、藩士の祿高に應じて、貨幣を貸與し、毎年八朱の息を出ださしめて、經費に充てしと云ふ。文化元年に至りては、藩主より毎歲文丁銀二十貫目を下付して之に充てたり。

壯猶館は、安政元年、藩主齊泰が、藩士に砲術を教へんが爲に開く所なり。而して洋學は、砲術に關する原書を調査せんが爲に設けし者なりと雖も、終に純然たる洋學校の體を成せり。其學科は、砲術、馬術、合圖、洋學、醫學、洋算、航海、測量學なり。砲術は、蘭式に始まり、英式に變じ、佛式に終る。洋學は、初め蘭學にして、英學に改めたり。洋算は、明治元年に始まる所にして、

鹿兒島

是歲、此館を以て、經武館に聯合し、分ちて群龍、威震、懷忠、震天、飛雲の五館とす。

鹿兒島藩造士館は、安永二年、藩主島津重豪が、昌平學校の制に倣ひて立つる所なり。其後、學事大に衰頽の色を露し、が、安政の比、重豪の曾孫齊彬の時に至りて、大に之を挽回せり。此學校は、學生の内、特に優等なる者十五名を選び、之に稽古扶持を與へ、勤學せしめ、又幼少にして、父を亡ひて、戸主たる生徒の爲には、特に祿税を免して、之を優せり。其學科は、和學、漢學、筆道にして、講義に四書、五經、令義解等を用ひ、試験は、春秋の兩度にして、生徒には、暗誦せしめ、教員には、講義せしめ、生徒の内、校則に背き、教示に従はざる者あれば、總員退出の後、申刻まで復讀せしむるを以て例とす。其始て入學するは、凡そ八歳比にして、退學は二十一二歳なり。而して平民の

仙臺

入學を許さず。安政四年には、藩より書籍賣支配と云ふ職員を設け、藩の藏版なる四書、五經を、廉價を以て之を生徒に賣らしめ、又其内の一二冊をも零賣し、又一月を限り、價を定めて、古本を貸し、又諸士の内、不用に屬する書籍を藏する者は、此支配に就て交換し、或は賣却することを得しむ。是れ皆人材を養成するに就て、便利を與へたるに外ならず。

開成所は、英學を教授する所にして、藩主忠義の創立なり。醫學院は、漢醫の方を學ぶ所にして、造士館の廓内に在り、安永三年、重豪の創立に係る。

演武館は、造士館の傍に在り、弓馬、槍劍、柔術を教ふる所にし、亦重豪の創立なり。

仙臺藩養賢堂は、元文元年、伊達吉村が立てし所にして、文化年間、齊宗に至り、更に規模を恢廓し、始て養賢堂と名づけ、大

に學事を奨励せり。其學科は、漢學、歌學、蘭學、露學、算術、筆道、習禮、兵學、劍術、槍術の類にして、藩士をして文武を兼修せしむ。而して始めて入學するの期は、八歳にして、退學に期なし。其内筆道は、十一歳に入校し、十年の間、學習せしむ。此學校の生徒は、多くは通學にして、寄宿生の内、役付の者には、藩費を以て支給し、無役の者には、二人扶持を納れしめて學糧とす。而して學校の經費は、文政の初に、荒田一萬二千石を給せしが、全地の未だ熟せざる間は、毎年更に金六七百兩を交付せり。名古屋藩明倫堂は、藩祖德川義直が、學問所を建てしに起因し、宗勝の時に至り、寛延二年、始て明倫堂と名づけしが、其子宗睦に至り、天明二年、新に學館を興し、仍ほ明倫を以て名とし、細井平洲を以て總裁としたり。平洲は、朱子學者なれば、朱註を用ひしが、文化年中に至り、冢田大峯、督學と爲り、古學を

名古屋

主とし、自註の經書を用ひたり。天保四年、鈴木朗を以て教授と爲してより、始て國學を講ず。期は本居宣長の門人なり。此學校は、士族と卒族とをして、席を異にせしめ、慶應二年より寄宿生を置けり。但し家塾に學ぶことを禁ぜず。其平民の入學を許さざることは、諸藩と同じ。學科は、和學、漢學、算法、筆道、習禮、弓術なりしが、慶應の比より、馬術、劍術、槍術、練兵を加ふ。其入學は、七八歳に始まりて、退學の期なし。而して素讀のみ授くるを勤學生とし、十三經を卒ふる比、藩より命じて學生とす。學生は、學力、品行、共に優れたる者を選びて命ずる事なれば、毎年の末には、一旦悉く之を放免し、更に學力、品行を調査して之を命ずるなり。故に今年、學生たる者も、明年に至りて、學生たらざる者あり。學生とは、問義に従事する者にして、朝午二回の食を給せり。

和歌山藩學習館は、正徳三年、征夷大將軍徳川吉宗、藩主たりし時、講釋所を設け、儒者、物讀、教授の三職を置きしに始まる。寛政三年、藩主治寶、更に其規模を大にし、學習館と稱し、將學、講官等の職を置き、藩臣の内、士分に限り、八歳より三十歳までの者をして、必ず文事を此に學ばしむ。而して武術の如きは、之を館内に設けざれども、亦此年齢の間を以て之を修めしむ。慶應二年、藩主茂承、大に文武の擴張を圖り、本館を文武場内に移し、文武合併の教授所とす。文武場は従前、武術、及軍學、蘭學等の講習所たり。是に於て國學、漢學、蘭學、兵學、洋算、習禮、劍術、槍術、體術の教場を設け、藩士五十歳未滿の者は、必ず此に學ばしめ、其館内に教場を設けざる弓銃、游泳、馬術等の類、及儒官にあらざる者の家塾の外は、悉く原設の教場家塾を廢せり。此學館の試験は、寛政以降の制を案ずるに、素讀、辨

書、判事、策問の四種とし、其内、判事は三年に一回施行し、本館の生徒たると否らざるとを問はず、又身分、年齢の等差に關せず、有志の者を試験する所にして、藩主より事務の問題を出だし、通俗文を以て對へしめ、其間、其對、共に他に漏洩するを禁じ、密封して上らしむ。其評選は、藩主の親裁に出づる者にして、特に有司及儒官をして參判せしめ、分ちて九等と爲し、其拔群優等の者には、祿を加へ、重職を授くる等の事あり。策問も、亦三年一試し、一般有志者をして對せしむる所にして、時務、經義の内、一題を出だし、漢文を以て對へしむ。其問題は、藩主の意を以て、儒官の内、一人に特命し、之を選定せしむ。試験の順序は、判事に同じくして、其賞典は、稍、厚きを加ふ。而して經義に至りては、漏洩を禁ぜざるなり。又其賞勵に於ける、十年の間、毎年三百日以上出校、勉勵する者の家格を進め、

俸祿を加へ、或は稽古料を賜ふ等の制あり。

醫學館は、寛政四年、治實の建つる所にして、藩内市郷醫士の子弟、及其門生を教ふ。其講習に、産物會、揆穴會、醫案會あり、其科に診候、經輪、本草、運氣、外傷、内傷、婦人、小兒、瘡瘍、醫案の十局あり。又各郡に醫事取締醫を置き、平民の醫生を以て之に充て、本館の管理に屬して、藩内一般の取締を爲す。天保年間に、は、又館内に施藥局を置き、貧民に施藥せり。此藩には、伊勢松坂及江戸の邸内にも學校あり。

熊本

熊本藩立學校は、文藝教授所を時習館と稱し、武藝演習所を東西兩榭と稱す。寶曆二年、藩主細川重賢が創建する所なり。重賢、儒學を好み、聖賢を尊び、毎月六回、近侍の者を集めて會業し、經書を他の書籍の下に置かさりと云ふ。此學校は、士卒の入學を随意にし、平民は、家塾、寺子屋にて修學するを普

通とすれども、才器拔群の者は、特に入學するを許す而して、漢學、習字、習禮は、毎日、館にて教授し、算術、音樂、故實及馬術、居合、薙刀、劍術、槍術、砲術、射術、軍學、柔術、棒、陣貝は、平日は師範の家にて修業し、更に定日に於て館及兩榭にて演習するなり。其漢學に於ける、句讀は十歳前後より十五六歳に至るまで、句讀齋にて之を教へ、更に進みて蒙養齋に入り、獨看に従事し、稍、文義に通じ、格別進歩する者は、年の長幼に關せず、擢てられて講堂に入り、會讀、輪講を爲し、勉學の者は、更に選ばれて、善莪齋に入寮し、飲食を給せられて留宿し、三年を以て一期とし、學業の成るべき者は、更に留學することを得、否らざる者は、退學を命ぜらる。而して句讀生に習字を教ふるは、習書齋に於てするなり。又試験に月次、定期の二種ありて、定期は、文武を隔年に試み、其學業進歩の者には、毎年、銀米を與へ、

或は藩主の紋付麻上下を賞與する等の事あり。凡て生徒には、必ずしも文武を兼修せしめず、其好む所に従ひて學ばしむ。而して子弟たる者、父兄の家督、及知行を相續するには、武藝に就ては、二種の免狀を得たる者、或は四種の目錄を得たる者に命じ、文學は、師範より其學力の、武藝の免狀、或は目錄に相當せりと保證するを待ちて命ずるなり。

熊本藩醫學校を再春館と云ふ。寶曆六年、重賢の創立する所なり。時に村井見朴を以て教授とす。見朴は、時に明を失ひて廢居したれど、藩學の中に此人に勝りし人なかりし故なり。寶曆九年には、園草會を創し、安永二年には、栗崎道節を指南方とし、金瘡一偏の療治を歩小性の者に教へたり。

福岡藩立學校は、天明四年、藩主黒田齊隆の興す所にして、東に在るを修猷館と稱し、朱學を奉じ、西に在るを甘棠館と稱

見朴、皇國名醫
依り、近世通稱ニ

福岡

し、徂徠の説を奉せしが、寛政十年、甘棠館、災に罹りし後、之を再營せずして、其生徒を修猷館に併せたり。明治元年に至り、藩主長溥、更に文武館を興し、皇學、漢學と諸般の武藝とを講習せしむ。修猷館にては、建學の日、藩祖の略譜、本國の地誌、及王代一覽、將軍家譜等を童生に讀ましめんと定めしが、後には唯藩祖の譜のみを會讀することゝなれり。而れども必ずしも之を以て課業とするにあらず。凡て童生は、講堂にて四書、五經等の句讀を受け、西堂にて温習し、其後、南廂にて小學の文理を受け、大義に通じて後に、試に應じ、旁ら詩を賦し、文を作り、史記、前後漢書を自讀し、更に中寮に移りて、四書、詩書等の書を自讀し、更に北寮に移りて、周易、禮記、三國志、八家文等を博覽し、詩文を專學す。而して十六歳以上、三十歳以下の者は、一回必ず百日間、文武館の塾に入りて、文學、武藝を講習

せしめ、且藩境の警備に充て、童生は春秋の内、三十日間、修猷館に寄寓し、文學に従事せしめ、又生質直諒にして、文學上達すべき者四十名を擇ひ、滿二年間、修猷館に入塾して講習せしむ。此入塾の生徒は、皆藩費を以て飲食を給するなり。其學科は、後に定むる所に依れば、和學、漢學、算法、劍術、槍術、拔刀術、長刀術、柔術、體術、杖捕にして之を文武、修猷二館にて教授し、漢洋の醫學は、采眞館に於てし、筆道、習禮、兵學、弓術、小銃、螺術は、其師の宅に於て講習し、馬術、大砲、游泳は、各其處を定めて演習す。凡て藩士は、必ず文學、武藝を兼修せし者にあらざれば、父祖の家名を襲ふを得ず。故に其父、致仕を乞ふに至れば、其嗣子の學べる所の諸業の師の姓名を記載して上らしめ、且其傳書及許可を得たる者は、併せて之を録せしめ、其品行、學藝を推問して後に、父の祿を襲はしむ。又此學校は、士族の

廣島

子弟は、十一歳に至れば、必ず入學せしめ、且祠官、醫生の入學をも許せども、卒、陪臣、平民、僧侶の入學を許さず。明和中には、一時、平民の文學は、風俗を害すと爲し、其藏書を收めて、學校に附せしことありしかど、後年、其修學を禁ぜざるに至る。此藩には、江戸の邸にも學校あり。

廣島藩修道館は、天明二年、藩主淺野重晟の設置する所なり。當初、朱子學者賴春水をして學科を定めしめしに因り、其學風は朱子に依れり。慶應二年、學制を一變し、平田篤胤の門人なる野々口隆正をして皇學を講せしめ、又洋學傳習所を設け、別に講武所を置き、英式に依りて訓練す。要するに此學校は、八歳を以て就學の期とし、必ずしも文武を兼修せしめず。春秋試験の法なく、歳末に至り、當年の勤情を検し、勉勵の者を賞與す。其藩費生は、慶應年間より、通學を三百名と定め、寄

山口

宿を五十名とす。此藩には江戸邸内にも學校あり。又家塾寺小屋の教員に、五口七口の扶持米を給することあり。山口藩萩明倫館は、長門國に在りて、享保四年、藩主毛利吉元の建設する所なり。嘉永年間、敬親の時に至り、生徒滋多く、校中に容るゝこと能はざるを以て、地を移し、規模を大にし、安政年間に至り、步騎砲の三塾を立て、別に兵學校を設けたり。此明倫館は、當初、徂徠の門人山縣周南の盡力せしを以て、専ら徂徠學を奉ぜしが、其子孫大華の館長たるに至り、始めて朱子の學に依れり、實に敬親の時に在り、其教授の科目には、漢學、音樂、漢、蘭の醫學、天文、地理、算術、筆道、禮式、兵學、弓馬、槍劍、騎射、打毬、大砲、柔術、水軍、游泳、銃陣あり、其生徒を遇するに、高足日進、專心、遊怠、擯斥の等級を設け、以て黜陟を明にせり。文久三年に至り、令して七八歳より十四五歳までは、小學規則に

依り、素讀、習讀を勤め、十五六歳より二十四五歳までは、大學規則を奉じ、専ら文學に志し、會讀を勉め、兼て武事を學び、二十六七歳より、四十歳まで、仍ほ文武の學に怠らざらしめ、四十歳以上に至りても、會講に列せしめたり、而して維新前の生徒は、寄宿生、通學生を合はせて、概ね數百名にして、寄宿生を四十五名とし、内三十名を藩費とし、十五名を自費とし、藩費の内二人扶持を給する者と、一人扶持を給する者との別ありて、各其半に居る。

山口藩醫學校は、天保十一年、藩醫賀屋恭安、能美洞庵の設立する所に本づく、初め長門に在りしが、後周防に移る。恭安は、吉益東洞の門人にて、古方家の漢醫なり。洞庵は、教授の職に在ること、二十五年にして、種痘術開設の事業あり、且蘭學の世益あるを視て、爲に蘭學教授を置けり。安政年間に、此學校

を以て明倫館の所轄とし、藩醫をして漢、蘭二方を兼修せしめ、且總て醫業に關涉する事件を管轄し、藩醫及陪臣醫、町村醫を指揮し、又藥舖を管し、藥品の善惡眞實を檢す。嘉永三年、始て陪臣醫、町村醫の入學を許し、諸科を本草科、産科、啞科とし、専門を鍼治科、口中科、眼科、外科として、教授せしが、元治元年には、解剖、生理、原病、治法、藥性、本草、舍密の科目を設け、明治元年に至り、英、蘭を兼修せしむ。祭神は、其初は、神農の畫像を以てせしが、維新前に至りては、大己貴、少彥名の二神を祀れり。

博習堂は、洋學校にして、萩明倫館園内に在り。安政三年、醫學校を明倫館内に移すに就き、洋學所を分割して設くる所なり。初は、専ら船舶運用等の術を講究し、繼て火技等をも研究せしが、慶應元年に、三田尻海軍學校に合併す。

山口明倫館は、周防國に在り。藩士上田鳳陽の家塾に淵源し、後に藩立と爲る。其學科に、神典、法度、歌文、經學、歴史、制度、文章の和漢學の諸科あり。而して文學、兵學の二寮を分ちて、文武を兼修せしむ。

三田尻講習堂も、周防に在り。享保年間、河野養哲の創設に係る。河野の姓は、越智なるを以て、越氏塾と稱せしが、後に藩立と爲り、今の名に改む。

此餘、山口藩には、江戸の邸に有備館あり。藩地には、六箇の郷校あり。支藩、家老の輩にも、學校を建立せる者多し。要するに、此藩にては、藩校に入學すると、家塾にて修學するとは、各自の意向に聽せ、其内、拔群の者あれば、命じて藩校に入らしめ、藩費を以て賄へり。然れども、本族の如きは、竟に其入學を許さず。其試験に於ける、通常試験の外に、藩主東觀して歸れる。

佐賀

時に藩校私塾の生徒を居城に召して講義作文を試みるこ
とあり。

佐賀藩弘道館は寛永五年藩主鍋島吉茂の創立する所にし
て聖堂と稱せしが天明元年治茂の時に至り始めて今の名に
改め漢學を以て主とす天保十年直正大に之を改築し内外
寮武藝場皆具はる内生寮は寄宿生徒の寓する所外生寮は
通學生徒の居る所なり天保十一年には和學兵學蘭學の爲
に並に別局を設け弘化三年には西洋の砲術を加へたり又
藩士をして司馬江漢に就き蘭畫を學ばしめし事あり且藩
士たる者をして悉皆入學せしめ其中事故ある者に限り家
塾通學を許せり又天保十年には直正佐賀市中に平民子弟
の學問所を設けしが其後分校數箇所なるに至る此藩には
江戸の邸にも明善堂と云ふ學校あり。

水戸
弘道館記述
弘道館記述
弘道館記述

佐賀藩醫學學校を好生館と云ふ天保五年直正の創立する所
なり嘉永二年には藩醫をして長崎に至り牛痘方を傳へし
め同四年には藩内の醫人をして試験を経て開業施治せし
め安政二年には漢方醫をして和蘭の方を兼ねしめたり。
水戸藩弘道館は天保九年藩主徳川齊昭の建つる所にして
忠孝二なく文武岐かれず學問事業其效を殊にせず神を敬
ひ儒を崇び偏黨なからんことを以て目的とす是れ實に光
園の遺志を奉ずるなり初め光園彰考館を開き名儒を聘用
し國史を編纂してより以來子孫相繼ぎ校訂して怠らず故
に學事の盛なる當世に卓絶せしかど未だ學校を立つるに
及ばざりしに光園薨じてより百五十年にして始めて此舉あ
り此館には文武二館ありて武館を分ちて兵學軍用劍術槍
術居合薙刀柄大刀柔術馬術射術砲術とし其他歌學醫學天

の如きは、武藝を此に學ぶは、其自由に任せたりと雖も、文學は、其請願を待ち、其人を選びて入ることを許すなり。而して武館に入るには、總て試験を要せず。時に武技は、流派日に分れ、互に門戸を立て、短長を比較し、流弊極めて多かりしかば、齊昭、其相近き者を合はせて一と爲し、又自ら薙刀に於て、常山流を創し、砲術に於て、神發流を創し、諸流と共に之を學館に用ひたり。此學館の試験に於ける、毎月三八及五十の日、國老、番頭、或は執政等、學館に會し、私試を行ふ。即ち文は覆文、譯文、武は槍、劍等なり。秋季には、文武の大試ありて、藩主之に臨めり。又其賞罰に於ける、文武の業の優等なる者の職を進め、俸を加へ、紗綾、白銀等を賜ふあり。嫡子四十歳に滿ちて、始て職に補するの藩例を破りて、四十を待たずして任用するあり。二男以下に別に廩米を給するあり。怠慢放逸の生徒の爲

に、奪職、降等、増課等の法を設け、之を黜罰す。増課とは、日課十五日の者を改めて、三十日とするの類なり。其甚しき者は、嫡子と雖も、終生任用せざるなり。此學館は、師道を嚴にして、教員は、直に生徒の名を斥して之を呼び、平常、其通行の門を殊にせり。而して一時の宿儒を擢て、小性頭に補し、教授頭取を兼ねしめしは、即ち學問、事業をして、其效を殊にせざらしむる者なり。此藩の小性頭は、將軍に謁するを得る者にて、是れ亦其職を重くするなり。又一年の休暇日に、祈年祭、新嘗祭、土神祭、吉田祭等を加へたるは、神を敬するの意に出でたるなり。又館内に鹿島大神を祀り、館外に孔子を祀れるも、亦内を尊び外を疎にするの意に外ならず。

醫學館に屬する者は、本草、蘭學、調藥、製藥の諸局、及療病所、養牛場、藥園等にして、醫員をして時を以て村邑を巡行し、接痘

文、數學、音樂、及軍事等の諸局も、弘道館中に在りて、音樂は、雅樂を教ふるなり。操練場等も、亦之を館中に設け、水術、火術を館外に置けり。火術とは、烽火、火箭の術を云ふなり。其文武を合して一とせしは、岡山藩主池田光政の意に依ると云ふ。文館には、居學、講習、寄宿等の寮ありて、講習別局之に屬す。初め句讀寮を置きしが、後に句讀師を廢し、素讀生をして皆私塾に入らしめ、塾師を教職に準じたり。其後、又私塾を停め、文武教師をして皆家塾を置かしむ。是に於て諸士以上の子弟、年十歳に至れば、必ず家塾に入り、句讀、及書札を學ばしめ、十五歳の比、素讀を了へし者は、論語、孝經等の講義を試み、略、文義に通ずる者を選び、講習寮に入らしむ。其課業の日數は、身分に依り、多少ありて、其身分の極めて貴き當主及嫡子は、一月の内、十五日以上、至て賤しき者の二三男及弟は、八日以上と

し、其三十歳以上、四十歳以下及日勤の者は、亦其身分に應じて半減す。而して生徒始て文館に入る者を、皆會讀生とし、經史の講讀を課試し、文義已に通ずる者を擧げて、輪講生とし、更に其優等なる者を選び、居學寮に送り、之を居學生と稱し、誦讀涉獵せしむ。居學生は、武藝の免許以上に相當する者に、珍書祕籍の鈔寫すべきあれば、亦之をして寫さしめて、賃を給せず。又年二十に至り、講習寮に入るべき學力を有せざる者は、特に講習別局に入ること許して、軍書、雜史の如き假名の書を通讀せしめ、又小性寄合組、并に布衣三百石以上の嫡子は、十八歳より二十四歳までは、毎年三十日間、必ず寄宿寮に寓して、日夜、文武を研習せしむ。蓋酸辛を嘗め、下情に通じて、他日、其職に勝任せしめんと欲するなり。凡て生徒は、午前には、文を學び、午後には、武を學ぶことなれど、同心の輩

の如きは、武藝を此に學ぶは、其自由に任せたりと雖も、文學は、其請願を待ち、其人を選びて入ることを許すなり、而して武館に入るには、總て試験を要せず、時に武技は、流派日に分れ、互に門戸を立て、短長を比較し、流弊極めて多かりしかば、齊昭、其相近き者を合はせて一と爲し、又自ら薙刀に於て、常山流を創し、砲術に於て、神發流を創し、諸流と共に之を學館に用ひたり、此學館の試験に於ける、毎月三八及五十の日、國老、番頭、或は執政等、學館に會し、私試を行ふ、即ち文は覆文、譯文、武は槍、劍等なり、秋季には、文武の大試ありて、藩主之に臨めり、又其賞罰に於ける、文武の業の優等なる者の職を進め、俸を加へ、紗綾、白銀等を賜ふあり、嫡子四十歳に滿ちて、始て職に補するの藩例を破りて、四十を待たずして任用するあり、二男以下に別に廩米を給するあり、怠慢放逸の生徒の爲

に、奪職、降等、増課等の法を設け、之を黜罰す、増課とは、日課十五日の者を改めて、三十日とするの類なり、其甚しき者は、嫡子と雖も、終生任用せざるなり、此學館は、師道を嚴にして、教員は、直に生徒の名を斥して之を呼び、平常、其通行の門を殊にせり、而して一時の宿儒を擢て、小性頭に補し、教授頭取を兼ねしめしは、即ち學問、事業をして、其效を殊にせざらしむる者なり、此藩の小性頭は、將軍に謁するを得る者にて、是れ亦其職を重くするなり、又一年の休暇日に、祈年祭、新嘗祭、土神祭、吉田祭等を加へたるは、神を敬するの意に出でたるなり、又館内に鹿島大神を祀り、館外に孔子を祀れるも、亦内を尊び外を疎にするの意に外ならず、醫學館に屬する者は、本草、蘭學、調藥、製藥の諸局、及療病所、養牛場、樂園等にして、醫員をして時を以て村邑を巡行し、接痘

彦根

を施行せしめ、館内に乳牛を繋飼し、酥酪を製し、毎年、領内の衆醫を館に會して考試し、其優等者に藥撞、銀七を賜ふ等の事あり。而して蘭學は、其人を選びて傳習せしむる事にて、生徒の隨意に學ぶを許さず。

此藩には、江戸邸内に弘道館ありて、其制、水戸に在る者に倣ひ、領内七處に郷校ありて、衆庶好學の者の講習を許せり。

彦根藩立學校は、寛政十一年、藩主井伊直中の熊本の時習館を摸して創立する所なり。初め稽古館と稱し、天保元年、直亮の時に、弘道館と稱し、明治二年に、直憲、文武館と稱し、翌年に學館と云ひ、此歲、又學校と云へり。此學校は、士族たる者をして、戸主、子弟を問はず、必ず此に入學して、文武の業を練習せしめ、其業に熟達する者は、戸主は、其祿を増し、子弟は、別に終身俸を給する等のことあり。而して其費用は、毎年藩士に徵

鳥取

することにて、其初め之が制を立つるや、一萬石の祿を有する者をして、百匁を出さしめ、祿に隨ひて遞減し、祿極めて少き者をして、二匁を出ださしむ。其總額は、凡そ四貫三百匁にして、即ち金七十兩内外に該る。文久年中、藩祿三分の一を削られ、藩士の祿も、隨て減ぜしを以て、徵收の額も、舊の三分の二と爲せり。又此藩にては、寛文八年、直中の時に、彦根市街の手習指南職の仲間株を定めて、十二名とし、生徒をして、動作を慎み、孝道に志さしめてより以來、常に此制を守れり。然れども、株外の者も、家塾、寺子屋を立つることは、其自由に任せたり。

鳥取藩尙徳館は、寶曆六年、藩主池田重寛の建つる所にして、其素讀には、文選、徂徠集をも授けたりしが、萬延元年に至り、専ら朱註の經書等を用ひしめ、且加ふるに國書を以てし、八

歳より十五歳までは専ら文場に通學し、十六歳以上に至り、文武を兼習せしめたり。素續授業の方法に就ては、初め生徒己が随意の教員に従ひて教を請ひしに、安政元年に至り、儒者四人にして、教授、助教を管し、儒者一人ごとに教員六人之に屬し、生徒を分ちて教授せしむ。而して教員は、隔日に學校に至り、遽に教授するを以て、一人の生徒に、二名の教員あるが如し。又儒者二名、教授二名を以て、温書場掛とし、温書司之に屬せり。温書司とは、生徒中の優等なる者にして、生徒の復讀を掌る者なり。萬延元年に至り、教授の請持を止め、通學の者をして、倅め随意の儒者に入門せしめ、學校に上れる後に、常に之が教授を受けしめたり。要するに、此學校は、文化九年、災に罹りてより、大に衰へしが、徳川齊昭の子慶徳が入りて藩主と爲りてより、殊に心を學事に用ひ、嘉永五年、大に之が

津

修理を加へ、少年の輩をして、悉く學に、就かしめしに由り、文教始て振ひ、且演武場を設けて、武事を勵まし、に由り、武事も亦整ふ。明治二年に至りては、又皇學を主とし、漢學を以て之を佐けしむ。此藩には、江戸の邸にも學校あり。津藩有造館は、伊勢國に在り。文政三年、藤堂高兌の設立する所にして、傍に養正寮を置き、童生を教へ、四周に二十八箇の演武場ありて、殊に武事を教ふ。其學科は、文學、兵學、弓術、砲術、馬術、劍術、居合、槍術、薙刀、柔術、禮節、天文、算術、醫學、騎射、軍螺等にして、其在學の期は、七年なり。即ち年齢九歳の時、初て館に上り、論語、孟子等の句讀及伊呂波歌等の書法を受け、兼て禮節を學び、十三歳より更に算術を學び、十五歳にして退學するを例とす。然れども十八史略の素讀を卒へざる者は、十五歳に至ると雖も、仍ほ學館に學ばしむ。卒族たる者は、必ずし